

第441回南国市議会定例会会議録

第4日 令和7年9月11日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	松 岡 千 左	上下水道 局 長	橋 詰 徳 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	竹 村 亜 希 子	福祉事務 所 長	天 羽 庸 泰
教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	池 本 滋 郎
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長 事 務 局 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	弘 田 明 平	消 防 長	三 谷 洋 亮

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次	長 門 脇 智 哉
書	記 三 谷 容 子		

＊

議事日程

令和 7 年 9 月 11 日 木曜日 午前10時開議

第 1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番土居恒夫議員。

〔16番 土居恒夫議員発言席〕

○16番（土居恒夫） おはようございます。私から、ちょっと所感、雑感みたいなことで、ちらっとお話をさせていただきたいと思います。

昨日ですか、山中議員が「あんぱん」に対して商工観光課長にいろいろお話をされてたことの質問を聞いていますと、ふと思いましたので、私から答弁は要りませんけども、こんなのどうかと思いつきましたんで、冒頭にお話をさせていただきたいと思います。

先週ですか、高知のほうでディープな居酒屋におりまして、そうすると、わいわいしゅうと

ころへ、静かに戸を開けて一人の青年が入ってきました、その青年は、なかなかかわいらしい青年でしたんで、そういうのが一人入りますと、みんながわいわい、おまん、どっから来たでよと、いろいろその子を集中に聞いておりました。僕もその場に入りましたけども、聞いてみますと、東京大学生で19歳、もうすぐ二十歳になるというので、友達みんなが広島で最後に集まりますと、鉄道オタクといえますか、そういうサークルで、あんた、どうやって来たんや言うたら、飛行機で高松まで来て、高松から土讃線に乗り、高知へ来て、路面電車で海洋堂へ行き、海洋堂で念願のフィギュアを買いましたと。そして、帰りは、一条戻り橋といえますか、清和のところで、日本一短い駅の間を歩いて帰ったと。そうすると、何か捨て難いなど。どうしても、彼は「あんぱん」じゃないなど。昨日も、土佐電鉄の3人が議員にいらっしゃるということで、では土佐電鉄、そういう絡みで電車の割引券でも出してみたらどうかと。手配りで42万ですか、46万ですか、やるぐらいやったら、100円、200円やっても2,000人ぐらいの、要するに割引券が配れるんじゃないかみたいな、そういうパックみたいな、そんなんでも、「あんぱん」もそうやけど、海洋堂を中心に、あれぐらい入場者がおりますんで、そこを中心に、路面電車ってのはいいものだと思いますんで、ぜひそれを念頭に置いていただきたいと思います。

そして、8日の新聞の一面には石破退陣、そして、その下には阪神タイガースの胴上げが写っておりまして。2つの、とても対照的な新聞でしたんで興味が深かったんですけども、藤川球児監督がやっとなんていいますか、念願の優勝を、タイガースファンが望んでいる圧倒的な強さで優勝しました。そこで、熱狂的な阪神タイガースのファンであります教育長に、ここで六甲おろしを歌ってもらうわけにはいきませんので、ちょっと質問ですが、念願の子ども議会がよいよ始まるようなことですが、その概要について、分かる範囲で、今お話しできる範囲でお知らせいただけたら、よろしくお願いします。

○議長（岩松永治） 土居議員に申し上げます。通告に従って質問をお願いします。

○16番（土居恒夫） 今、終わりました。

○議長（岩松永治） どの部分が通告の内容に沿ってますか。

○16番（土居恒夫） 教育関係の所感、雑感ですから……。

○議長（岩松永治） 通告の内容のどこに当てはまります。

○16番（土居恒夫） 所感、雑感は入れたらいけませんか。

○議長（岩松永治） 駄目です。通告に従って質問をお願いいたします。

○16番（土居恒夫） 分かりました。じゃ、先ほど教育長にお願いしましたんで、子ども議

会、いいでしょうか。駄目、分かりました。

では、通告に従いましてやっていきます。

みらいの会の土居恒夫です。今議会の一般質問は、ふるさと納税と移住、SNSと子供の関わり方、中学校部活動地域移行、図書館事業、そして、地元の課題ということで5項目を質問したいと思います。

1項目めですが、昨日、山本議員からの質問と本当に重複しますけども、復習ということで、ここは再度お聞きしたいと思います。

まず、先日の副議長のお世話によりまして、本市がふるさと納税業務を委託する株式会社パンチュアル南国営業所の方の説明を受けました。そこで、本市の返礼品への感想や今後伸びていきそうな品目、また目標額など、まだ緒に就いたばかりですが、分かっている範囲でお聞かせください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 目標額は、予算上は3億円としておりますが、過去最高の寄附額だった令和3年度の約4億5,000万円を目指しております。

本市の返礼品でございますが、新たな返礼品のみではなく、既存の返礼品においても、定期便や内容違いを開発するなどバリエーションを増やしたことで、以前よりお申込みの多かった果物、野菜や冷凍菓子なども、これまで以上の寄附のお申込みを期待しております。また、ウナギなど、昨年度と比べ寄附件数が急増している返礼品もございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。いろんなバリエーションを増やしていただいて、ぜひとも本市の財源を増やすようお願いいたします。

さて、今回の質問ですが、物品の返礼品ではなくて、ふるさと納税を地域との接点として考えてみてはどうかと提案したいと思います。つまり、ふるさと納税と移住の接続ということで、地域活性化、そして関係人口の増加につなげていくべきではないでしょうか。残念ながら、現状では、ふるさと納税の多くの寄附が一過性で終わっているような気がします。地域の継続的な関係にまで発展していないのではないのでしょうか。

寄附者の方の中には、その地域に関心を持つ層も少なからずいまして、潜在的移住希望者が含まれているような可能性があると思われます。では、本市のふるさと納税の寄附者の属性とか傾向についてどのように分析されているか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 寄附者の属性でございますが、居住地におきましては、東京都が最も多く、次いで神奈川県、大阪府と都市部からの寄附が多くなっております。昨年度におきましては、東京都からの寄附が金額ベースで全体の約3割を占めております。寄附額については、昨年度は1万円以上2万円未満の価格帯の件数が最も多く、全体の約4割、次いで、2万円から3万円未満の価格帯が全体の2割を占めております。果物や野菜を複数回発送する定期便の人气が高く、5万円を超える寄附も全体の約2割ございますので、昨年度の寄附平均単価は約3万2,400円と、全国平均の寄附単価を1万円近く上回っております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） 大変ありがたいことですね。

では、そこで、その方たちに対して、提案でありますけども、その返礼品に、地域体験のツアーとかお試し移住クーポンなど、空き家情報もありますけども、先ほども言いましたのは、地域の体験ツアーとか、そういったものも返礼品に含めてもいいんですけども、その方々の返礼品と同時に、そういう空き情報であるとか、そういう催物をやってますとか、その寄附者に対しての南国市の魅力発信のようなことをやってもらったらいいと思うんですけども、四万十町では、地域おこし協力隊と連携しまして若年層の移住促進の成果を上げてるようですが、このような取組はどうされてるか、見解をお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） ふるさと納税は、地域の資源を広く発信するいい機会であると思います。本市では以前に、高知県の補助事業を活用して、寄附のお礼と一緒に情報提供として本市の移住情報が掲載されていますサイト、なんこく移住計画を紹介したチラシを同封した経緯がございます。

このふるさと納税制度を活用した移住促進の取組としましては、先ほどのチラシ同封の情報提供しか行ったことはありませんが、そのほかにも、どのような情報提供ができるか検討したいと思います。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） では、その移住希望者には、今度、仕事が欠かせません。そのためにも、地域資源を知ってもらうことが大変重要になってくると思います。南国市にあります地元企業とか、南国市ではどのような農業をされてるかとか、そのような連携による体験型の今度は返礼品なども考えられて移住促進につなげるような工夫はされていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 移住で相談に来られる方の希望に応じて、新規就農であれば農林水産課など関係の部署につないだり、あと、ハローワークの求人情報などの提供を行っておりますが、返礼品として提供できそうな仕事に関する体験型の移住促進の取組は、これまで行ったことはありません。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

今回、質問した内容は、ふるさと納税寄附者の中には、先ほど述べましたように、少なからず本市に興味を持たれてる方が何人かいるはずです。本市との関係人口の育成にとって大変重要なことだと思います。そのためには、寄附者へメルマガやイベント招待など継続的な関係構築が必要となってきます。これからも、ふるさと納税と移住促進あるいは関係人口構築を連動させるための今後の取組に期待したいと思います。

そこで、今回、質問で取り上げましたふるさと納税と移住ですが、ふるさと納税は財政課、そして、移住に関しては企画課、そのほか、農林水産課、いろんな担当課が異なって、それぞれでそれぞれの業務をされてると思います。少ない人数ですけども、今後ますますふるさと納税は、他市との差別化も図りながら、移住も含め、多角的な視野で取り組むことが求められます。

そこで、業務をパンクチュアルに委託された機会に、担当課を財政課から企画課へ所管替えしてはどうでしょうか。昨日も答弁によりますと、企画課の課長は前向きに検討しますというふうな御答弁をされておりましたので、市長は少ない人数とおっしゃってましたけども、ぜひとも攻めるふるさと納税の、いわゆる司令塔として、この機会にやってはどうかと思います。そこで、市長の御見解をお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 今、ふるさと納税は、実際、財政課が、主に職員1人がほかの業務と兼任して行っておるところでございまして、企画課の移住促進につきましても、1人がやっておるところでございます。ほか、昨日は山本議員から、企業と関連の深い部署というような御提案もいただいたところございまして、何らかの方向性を考えていきたいというようには思っております。他市の事例とかも見ながら研究していきたいと。そう悠長なことはしていられないんですが、考えたいというように思います。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。本当にふるさと納税は、歳入の確保の施策に

大変重要だと思いますので、ぜひとも他市を見習いまして早急にやっていただきたいと思います。

続きまして、2項目目の子供とSNSの関わり方についてお聞きしたいと思います。

愛知県の豊明市では大変有名になりまして、2時間の使い方が議論を呼んでるような条例をつくりました。豊明市の小浮市長は、睡眠時間や家族との関係を見詰め直す契機になればと、また、不登校の子供たちがスマホを手放せないため、家に閉じ籠もってしまうなどの理由から、世界で初めての条例制定に至っています。もちろん、反対は70%以上で、行政による家庭内の意思決定に対する介入ではないかとか、憲法違反の可能性がありますとか、エビデンスを示せなど様々な声が上がってるようですが、これほどの反対を押し切っても、条例制定には、ある意味、称賛に値することではないでしょうかと私は思っております。

本市でも条例制定をしてはどうでしょうかという今回の質問ではありません。現代は、子供から大人もそうですが、SNSを通じて情報を発信し、つながっていき、時には、自己表現の場として活用しています。しかし、その一方で、誹謗中傷や過度な自己演出、危険な動画や画像などリスクも顕在化し、心身の健康や安全に影響を及ぼしています。そのことにより犯罪も多発しております。今日ですかね、広陵高校の加害者もSNSで誹謗中傷されたような、本当にかわいそうな事例も起きてます。

そこで、本市の小中学生のSNSを通じた誹謗中傷、個人情報の流出、ネットいじめなど、行政としてどのような認識を持ち、現状を把握されているか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校からは一定の報告は受けておりますけれども、あくまで、これは氷山の一角にすぎず、表面化していない事案が多数あるという認識をしております。そのため、対応が後手に回りやすいという課題があります。未然防止できるよう児童生徒、保護者に啓発をしていくことが極めて重要であると考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

では、そのSNS関連のトラブルの件数とか、その傾向につきましてお伺いします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 先ほどの答弁と同様、見えない部分で多く発生している可能性があるかと捉えております。SNS内での誹謗中傷、個人情報の流出など、現在報告されている認知件数はそれほど多くありませんが、全国的なSNSトラブルと同様、一定数は発生してい

と考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

ここで、また質問ですけども、学校や家庭からの通報に対しまして相談体制はどのようになっていますか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 内容に応じまして、各学校でいじめ対策委員会を立ち上げての対応を現在検討しているところです。また、ケースによりましては、警察と連携を図ったり、スクールカウンセラーとの面談を設定するなど、複数の機関が連携して相談に対応しております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

そこで、表面に現れたトラブルはあってはなりませんが、現れない陰湿ないじめもあると予想し、この問題に取り組んでいくべきだと思いますけども、そのあたりはどうですか。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 各学校で情報モラルについて、道徳科や特別活動などの時間で学習を計画実施し、SNSの危険性や適切な使い方を児童生徒に指導しております。また、警察や専門家を招いての講演をしてもらうなど具体的に学べる機会も設けております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

そういうものと、あと、予防教育的なことも大変重要になってくると思いますけども、そのあたりで、いろんな警察に関連的にやっていただくとか、ありがたいことですが、そのほか、学校内でのSNSの授業とかポスター掲示による啓発とか、ロールプレー型指導をするなど様々なことが求められると思いますけども、どのようになっていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） PTA活動として、SNSの使い方講座などを実施している学校もございます。学校運営協議会等も活用して、地域全体で課題解決に向かっていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

やっていくのと、当然、家庭での話し合いであるとか、どうしても、家庭では会話が欠けてい

まして、予防対策も難しくなっていると思います。そこで、家庭での理解を促すための具体策として何点か提案してみたいと思いますけども、まず、実際に起きましたＳＮＳトラブルの事例を保護者向けに分かりやすく紹介していく。気づきのきっかけづくりとしてもらうため、冊子などを家庭に配布する。また、家庭の中でスマホルールをつくってもらうということ。そして、ＳＮＳの利用を、禁止を押しつけるのではなくて、対話を重視する家庭のアプローチは、子供の主体性や信頼関係を育む上で大変重要になってきます。親子で一緒にＳＮＳの健全なルールづくりを考えることを進めてもらいたいと思いますが、もちろん、親もルールを共有し、模範を示す必要はあります。その家庭向けに注意を呼びかけたりしているか、もう一度お聞きします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 南国市教委として独自のチラシ等の作成はしておりませんが、他機関が発行した啓発用チラシやポスターを配付する際に、各校を通じて家庭向けに周知するようにお願いをしております。

今後は、ＰＴＡや学校運営協議会での議題にしてもらい、家庭での見守りやフィルタリングの活用などを啓発できるような取組ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○１６番（土居恒夫） ありがとうございます。

このＳＮＳの問題は大変複雑な事案だと思います。というのも、トラブルが非常に多岐にわたってしまっていて、グループラインによる誹謗中傷、仲間外れ、悪口の拡散、そして写真や位置情報の個人情報の漏えい、性的被害、音楽や画像の違法アップロード、そしてゲーム課金やフィッシング詐欺、アカウントの乗っ取りなど本当に多岐にわたっております。しかも、それも簡単に犯罪に巻き込まれるおそれがあると思います。

そして、問題なのは、このＳＮＳは、子供自身の悪意もなく、加害者になり得る危険な構造を持ち合わせています。デジタル環境と子供の健全育成を支えるためには、単なる制限や禁止ではなく、対話と教育を通じたデジタル教育との共生が求められていると思います。家庭、学校、地域が連携し、安心して相談できる環境づくりをして、優しい言葉で子供たちに接することが求められると思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、３項目めに、中学校部活動の地域移行についてお聞きいたします。

近年、教員の働き方改革や地域との連携強化を目的として中学校部活動の地域移行が進められています。本市においても、まほろばスポーツクラブを主に新たな体制づくりが進められて

いますが、移行に伴う課題も少なくないようです。そこで、今回は、現場の声より、その課題について掘り下げたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。私が少し誤解している点があるかも分かりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、費用負担の公平性と支援制度の整備についてお聞きいたします。

地域移行後の保護者の負担額が増えることが懸念されます。主に道具、ユニホーム、遠征費などで、これまで学校に一部支援してもらっていた費用が個人負担となれば、参加のハードルが上がる可能性があります。こうしたことから、所得格差による部活動への参加機会への不平等を防ぐ必要があります。新しくチームを立ち上げた場合の初期費用に対する補助制度の有無や今後の整備方針についてお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 地域移行に伴う生徒や保護者の経費負担増は、教育委員会としても大変重要な問題であると認識はしております。学校部活動は原則公費で運営されてきましたが、地域クラブへ移行することにより、会費や指導料など新たな費用が生じる可能性は否定できず、これが原因で活動へ参加することを妨げることをないよう最大限の配慮が必要と考えております。

地域移行は国が推進する施策であり、経費負担増の問題は、本市のみならず全国的な課題です。市教委といたしましても、地域移行に必要な安定的な財源支援につきましては、引き続き国に要望してまいります。

地域移行は、子供たちによりよいスポーツ環境を整備するための前向きな改革です。このことが生徒や家庭の負担増につながらないよう、市教委として、引き続き全ての生徒が安心してスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） そこで、地域クラブへの参加費用が高額になるということで、子供たちの活動機会に格差が生じる懸念があると思います。その自治体としまして、全ての子供が安心して参加できる環境を整えるために、費用の上限設定や助成制度の導入などは検討されていますでしょうか。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在のところ、上限設定や助成制度については未定の状況です。

先ほどの答弁でも少し申し上げましたが、市教委としては、地域移行を円滑に進めるために必要となる安定的な財源支援について、引き続き国に要望してまいります。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） 続きまして、施設利用と地域クラブの運営体制についてお伺いいたします。

本市の公共施設、例えば体育館やグラウンドなどを地域クラブが使用する場合、優先的な利用枠の設定とか利用料の減免制度の有無につきまして、現在、どのような方針になっているでしょうか。あわせて、地域クラブの運営において重要となる指導者の確保と報酬体系につきまして、現状の制度や課題認識をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 施設利用の利用枠や利用料の減免につきましては、原則、これまでの部活動の場合に準じた対応が必要だと考えております。なお、今後、部活動から地域移行した場合、それらのクラブは、学校教育活動から社会教育活動への移行との概念となりますが、それは、あくまで子供たちに学校の運動部活動から地域での活動での機会を確保し、これまでの部活動と同様の教育的効果を上げることが目的の一つでありますので、一般の社会教育団体の皆様の御理解を得て進めるべきだと考え、今後、検討を進めてまいります。

また、中体連の大会出場規程には有資格者が必要と明記されている競技もございます。現在、本市の地域クラブの指導者は資格は有しております。今後の地域移行に向けて、資格を有する指導者に対する報償費等の支出は必要であると考えておりますが、今後、財源的な問題は課題となると思いますので、現在、検討を行っているところでございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

続きまして、安全管理体制及び保険制度の整備状況についてお伺いいたします。

地域クラブの活動において事故やトラブルが発生した場合の対応や補償の仕組みは、参加者の安心と信頼に直結する重要な要素です。本市において、活動中の安全管理体制はどのように構築されていますか。また、保険制度の導入状況や自治体としての支援につきまして、現在の整備状況と今後の方針を併せてお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 既に移行している全てのクラブ活動につきましては、スポーツ保険加入で、事故・けがへの傷害補償と指導者の損害賠償に対応できるようにしております。今後は、それ以外の事案も想定していく必要があると思いますので、引き続き検討を行ってまいります。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

続きまして、今度、視点を少し変えまして、部活動の教育的価値の継承と地域について伺います。

これまで学校の部活動は、協調性、挑戦する姿勢、継続する力など子供たちの人間形成におきまして大変重要な役割を果たしてきました。部活動の地域クラブを進める中で、こうした教育的価値を地域クラブとしてどのように守り、継承していくかが問われていると思います。

そこで、地域移行によりまして学校との連携が希薄になるとも懸念されますが、教育的意義を損なわないために、自治体としてどのような連携体制を構築されているか、現時点での方針をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） これまでの中学校の部活動は、競技力の向上のみならず、生徒の人間関係の構築や自己肯定感の向上、信頼感、一体感の醸成といった教育上必要な大変な役割を担ってきました。また、教職員が指導を行うことで大きな安心感を保護者も抱いておられたと認識しております。これらの役割と意義は、部活動が学校運営や人格形成に大いに貢献してきたあかしであり、地域移行を進める上でも重要な要素であると考えております。

生徒の活動先は徐々に地域クラブに移ってはいきますが、引き続き学校とはしっかり連絡及び協力を行っていくことが重要であると考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございました。

地域移行が進む中で、部活動が持っていた教育的価値を損なうことなく、子供たちの成長を支える場として継続されることが本当に重要です。そのためには、学校との連携を維持強化し、自治体が教育的視点を持って地域クラブの運営を支援する体制が求められます。また、制度変更に伴う子供、保護者、学校現場の混乱を最小限に抑えるためにも、丁寧な情報提供と移行支援が不可欠です。

部活動は、子供たちが自分の可能性を広げ、仲間とともに成長する大切な場です。部活動には、勝利を目指す競技性の高いものもあれば、楽しさや達成感を大切にするものもあります。今後とも子供たちの健やかな成長を支える部活動の環境づくりに御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

そこで、この前の項目の子供とSNSの関わり方、そして、今の部活動の地域移行両方の質

問に対しまして、教育長の何か御見解がありましたらお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） まず、SNSにつきましては、現代の児童生徒につきましてはマストアイテムとなっておりますので、SNS関連のトラブルに巻き込まれることがないように、引き続き利用方法や注意点について啓発を行っていく必要があると考えております。

また、今後の部活動の地域移行、これは地域展開とか地域連携とかという呼び方をするようになったんですが、課題といたしましては、本日、土居議員のほうから上げられた全てが課題と現在となっております。これについては、今後解決していかなければならない問題であるわけですが、市教委といたしましては、これまで学校部活動が果たしてきた役割と意義を地域でどのように継承し、さらに発展させていくかが重要であると考えておりますので、引き続き検証を重ねつつ、地域展開、地域連携を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

昨日、植田議員も言われてましたように、小学生から中学校へ移るときの、いわゆる地域移行のクラブに対しての説明とか、それも併せて重要な問題でありますので、この部活動の件はよろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、4項目め、3月議会に引き続きまして図書館についてお聞きしたいと思います。

まず、図書館の事業として、保健センターの乳幼児健診に合わせた絵本のプレゼントをしているブックスタート事業がありますが、その事業の現状についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） ブックスタート事業は、こども家庭センターが実施する10か月児乳幼児健診の際に、親子に向けて実際に絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントする事業であり、絵本を通じて親子で触れ合う時間を大切にしてもらうことが趣旨の事業となっております。

基本的には、乳幼児1人に対して絵本を1冊プレゼントしておりますが、令和5年度より県生涯学習課の本との出会い事業を活用し、県から提供された絵本を追加でもう1冊渡しておりますので、実際には合計2冊の絵本と布製のバッグ1点、図書館のチラシ等をセットにしたブックスタートパックをプレゼントしております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

では、健診に來れなかった方にはどのようにされているか。それと、子育て支援センターとの連携はどうなっているでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） こども家庭センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 10か月児乳幼児健診を受診されず、ブックスタートパックをお渡しできなかった方につきましては、こども家庭センターがブックスタートパックをお預かりし、来所時や訪問時にお渡しするようにしています。

子育て支援センターとの連携につきましては、こども家庭センターのひよこルームに図書館司書の方が随時読み聞かせに来ていただいております、図書館からお知らせが来ましたら、チラシを配布するなどの周知を行っています。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） それでは、その絵本配付後の継続的な読書支援はどうなっているでしょうか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） ブックスタート事業では、絵本のプレゼントと合わせて絵本のガイドブックを配付したり、図書館で行っている赤ちゃん向けのお話し会なども御案内しております。同事業をきっかけにして、図書館利用につなげることにより継続的な支援を行ってきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

ブックスタート事業を読書の習慣形成の起点として位置づけ、継続的な支援体制を構築することが必要だと思われませんが、その点についてもお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 本市では、令和7年3月に第4次南国市子ども読書活動推進計画を作成しておりまして、図書館、こども家庭センター、学校、保育、地域が連携して子供を取り巻く読書環境の向上や子供の読書活動を支援できる人づくり、環境づくりに努めております。

ブックスタート事業は、絵本を通しての親子の触れ合いを大切にすることを伝える趣旨となりますが、議員御指摘のとおり、子供の読書活動推進には、各関係機関が連携して取り組んでいくことが不可欠であります。子ども読書活動推進委員会において情報を共有し、関係機関の

連携が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

ブックスタート事業を、単なる絵本のプレゼントに終わらせず、子供たちの将来の読書習慣へとつなげるには継続的支援が欠かせません。例えば、今後、2歳児や就学前児童へのブックセカンド、ブックサードの導入についてはあるかないか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） ブックセカンドやブックサード事業は、ブックスタートの後、もう少し成長したお子さんに、その時期に応じた絵本を手渡ししていく事業で、大変意義のある事業と考えますが、本市におきましては実施できておりません。

以前から児童サービスの充実に努めており、絵本の蔵書数も充実させておりますので、図書館の活用を通じて継続的な支援へとつなげていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

図書館へ来たくても来れないような物理的な事情の方もあると思いますので、ぜひブックスタート、セカンド、サードが重要と思われてる認識がございましたら、また取り組んでくださいますよう、ぜひともよろしくお願いいたします。

読書習慣の定着には、家庭での読書環境が重要です。そこで、本市では、例えば保護者への読み聞かせの講座の開催や家庭での読書支援について取り組むお考えはあるか、お聞きします。

他市におきましては、ブックスタートプラスとして、先ほど言いました1歳半や2・3歳児健診などでも実施したり、また、図書館で赤ちゃんタイムとか絵本の相談会などを開催してるようです。このような取組により、絵本に触れた家庭が図書館を継続的に利用してくれることと思います。このような取組もされていると思いますが、どのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 御指摘のとおり、読書習慣を形成するためには、家庭での読書環境は重要であり、第4次南国市子どもの読書活動推進計画においても、家読の推進をしております。ブックスタート事業で図書館の利用案内をすることで、図書館にブックスタートでプレゼントしたバッグを持ってくる親子もたくさん見受けられます。また、赤ちゃん向けのお話し会や毎週のお話し会についても、同事業で案内することで参加者増につなげてお

ります。図書館において様々な児童サービスを工夫して実施していくことで家庭での読書につなげていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

次に、絵本配付後の読書習慣の定着状況を把握したり、事業の効果検証と改善に向けた取組も不可欠だと思われていますが、そのことについてお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 御指摘のとおり、読書習慣の定着状況の把握や事業効果の検証と改善に向けた取組を行っていくことは不可欠だと考えております。第4次南国市子ども読書活動推進計画においては、市立図書館における児童書の貸出冊数や学校図書館における児童1人当たりの貸出冊数などを把握し、計画推進に向けて取り組むこととしております。

引き続き子ども読書活動推進委員会において、子供の読書習慣の定着に向けた状況把握や検証、改善に努めていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

締めとしまして、少し紹介したいことがありますので、述べさせていただきます。

社会学者の橋本健二氏がおりまして、家庭の蔵書数と進学率の関係についての調査を御紹介したいと思います。

分析では、15歳時点の家庭の蔵書数と大学進学率に大きな違いがあり、家庭の文化資本が子供の進学意欲や学力形成に大きく影響することを物語っているようです。また、令和6年度全国学力・学習状況調査でも同様な傾向が確認されています。例えば、本が多い家庭ほど国語・数学の正答率が高い。また、読書量が増えることで語彙力、読解力が向上しているようです。このことから、本がいかに大切かが分かります。

本が少ない家庭でも、進学意欲を高めることが図書館を利用することで可能となります。ブックスタート事業を、さっきも言いましたが、単なる本のプレゼントだけで終わらせることなく、将来にわたり本に親しむ習慣を身につけるためにも、継続的事业にしていけることをお願いいたします。そして、もっと突っ込んだ、いわゆる予算的とか人員のことに付きましては、同僚の西内議員に任せたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

5項目めですが、地元の課題についてお聞きしたいと思います。

1つ目は、香長中学校南の三和スポーツ交流センター周りにメッシュフェンスがあります。

このメッシュフェンスは、かなりバックネットぐらいの高さがあり、3メートルあるんですかね、それが距離にして150メートルぐらい県道沿いにあるわけですが、そこに歩道があり、そのフェンス脇を自転車あるいは歩いて中学生が通学しております。そのメッシュフェンスが、仮に、このような竜巻とか、あるいは風水害、台風であるとか地震とか、ひょっと倒れるとどうなるかと思い、ちょっと心配されまして、気になりました。

そこで、まず、メッシュフェンスの目的は何で、いつ頃設置されたか、お聞きいたします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 現在、生涯学習課が管理するスポーツ施設、三和スポーツ交流センター憩いの広場として使用されているグラウンドですが、昔は、市の一般廃棄物最終処分場片山処分場として使用されており、平成14年3月末にその役目を終えました。その後、跡地利用として、当時の生活環境課が片山多目的運動広場として整備をし、平成16年に施設整備をした際に設置をしたフェンスとなります。

約3メートルぐらいの高さのUNフェンスになりますが、なぜその高さを採用したのか、定かではありませんが、一般廃棄物最終処分場跡地に市民が簡単に立ち入ることができないように高くしたのではないかと思います。その後、管理は生涯学習課に移管されております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

そこで、先ほど課長が答弁されましたけども、グラウンドは実際ないと思いますんで、体育館脇の、いわゆるのり面というか、駐車場とグラウンドにはないので、だから、グラウンドとしては必要なのでありますけども、あまり必要でないかと思って質問してるわけですが、さて、このメッシュフェンスの耐用年数などはどうなっておりますでしょうか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 現地のアルミフェンスにつきましては、さびにくく耐久性が高いため、メンテナンスが比較的少ない製品となっております。耐用年数につきましては20年から30年とされております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） そうしますと、これが設置されたのが平成16年、西暦でいいますと2004年ですから、つまり、設置からもう20年を過ぎてるわけですね。そこで、今、耐用年数が20年、30年と、調査してみますとおっしゃってましたけども、ぜひ耐用年数が経過する前じゃなくて、もう経過しての段階に入っておりますので、例えば半分だけ低くするとか何か方法も

考えられまして、また、その傷み具合などにぜひとも注意を払いまして、見ていただくように
よろしく願いいたします。

続きまして、今度は、最後にイノシシのお話ですけども、イノシシだけでなくて鳥獣被害、
日本全国、日本列島どこでも熊が出没して大変危険なことになっておりますけども、このイノ
シシも、熊ほど危険ではないにしても、場合によっちゃあ危険なことを及ぼすような、い
わゆる猛獣というものです。

まず、十市近辺のイノシシの捕獲状況や防止柵の設置状況についてお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 令和6年度に有害鳥獣として南国市内で捕獲されたイノシシは
326頭で、そのうち十市地区は82頭となっております。十市や稲生など南部地域での捕獲実績
は、令和2年度は15頭でしたが、令和6年度は121頭と、近年、南部地域での増加が続いてお
ります。

また、農作物への被害対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置などに対して補助を行って
おりますが、令和6年度におけるワイヤーメッシュ柵の補助8件のうち7件が十市地区と最も多
く、令和2年度から令和6年度までの5年間の合計でみましても、21件のうち15件が十市地区
と最も多い件数となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。大変驚くべき数字ですけども、以前は北部と
か言ってましたけども、イノシシは居住域をどんどんどん拡充しているようです。

そこで、イノシシはぬた場を求めて稲の実った田んぼに入り、体を泥にこすりつけ、稲田を
荒らして山へ帰っていきます。東沢土地改良区の圃場は、彼らにとっては格好のぬた場のよう
です。先ほど御答弁いただきましたように、本当に大変な状況になってます。

さて、今回、質問は、西南道路といいますか、東沢土地改良区の真ん中を突っ切ってます道
路にイノシシが飛び出して大変危険な目に遭ったと。実際、車とぶつかって大きな事故になっ
てはないんですけども、そういう危険状態になっております。

そこで、イノシシには見えなくても、歩行者あるいは通行者、夜通りますから、そのドライ
バーに見えるような形で、何かイノシシ飛び出し注意とか、そのような看板を設置してもらえ
ないか、それでお聞きいたしたいと思います。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 関係部署と連携しまして、この地域のみならず、市内のイノシシ出

没情報の共有を図り、道路管理者として交通事故対策を強化するため、ドライバー、自転車、歩行者の安全確保を標識や看板設置で注意喚起を図っていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

南部だけじゃなくて、南国市全体の、そういったイノシシが出てくるような危険な箇所もあると思いますので、そういった要望があれば、あるいはそういう情報があれば、そこに看板などを設置して、通行者あるいは歩行者に対しての注意喚起をやっていただくことを要望して今議会の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩松永治） 5番溝渕正晃議員。

〔5番 溝渕正晃議員発言席〕

○5番（溝渕正晃） 議席番号5番、なんこく市政会の溝渕正晃でございます。通告に従いまして、一問一答形式で順に御質問させていただきます。

3日目となりますので、同僚議員と質問が重なると思いますが、執行部の皆様、御答弁よろしく願いいたします。

今月の1日は防災の日ということでしたが、9月1日が防災の日に定められたのは、1923年の関東大震災を教訓として災害への備えを促進するためで、また、例年8月31日から9月1日付近は、台風の襲来が多いとされる二百十日に当たり、災害への備えを怠らないようにとの戒めも込められているようです。

私も、南海トラフ地震対策として必要と思われる備蓄品について準備できているのか、再確認いたしました。執行部の皆様も、防災に対して準備してとは思いますが、まずは自助が一番大切になりますので、いつでも対応できるように、一緒に準備していきましょうということで、まずは防災対策についてお伺いします。

8月21日のテレビで、黒潮町の避難タワーにソーラーパネル設置のニュースが流れました。これは、カムチャツカ半島付近で起きた巨大地震で猛暑の中の避難が課題となる中、黒潮町では、津波避難タワーで扇風機などの電気製品が使用できるよう、町内5基のタワーに太陽光発電システムの導入を進めているというものでした。発電した電気自体は、災害のときのみ使用できて、通常は使用できないということなんですけども、少なくとも災害時は、家庭用の大半の電気製品が使用できるということでした。

以前の答弁で、想定最大規模の南海トラフ地震は、東北地方太平洋沖地震と同じマグニチュード9.1が想定されておりますので、南海トラフ地震の発生時も、少なくとも2日程度は津波

避難場所での避難を継続していただく必要があるのではないかと。また、太陽光発電装置につきましては、庁舎関係では、消防本部庁舎に停電時使用可能な太陽光発電装置が設置されております。また、指定避難場所及び緊急避難場所となる市内4か所の防災コミュニティセンター、15か所の津波避難タワーにも停電時に使用できることを想定した太陽光発電装置の整備を行っておりますと、以前、御答弁いただいております。

2日程度は津波避難タワーで待機するということになりますので、その間、そこで生活をしていくということになるんですが、そこで質問になるんですけども、避難タワーに設置されているソーラーパネル、黒潮町のように家庭の大半の電気が使用できるものなのかどうか、発電能力や使用できる電気製品について伺います。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 緊急避難場所等の太陽光発電装置につきまして、防災コミュニティセンターでは、発電された電気が一部の照明及びコンセントに給電される仕組みとなっておりますので、一定電化製品は使用できるものとなっております。一方、津波避難タワーにつきましては、照明の電源のみに使用する仕組みとなっておりますので、太陽光で発電した電気を電化製品に使用することはできません。その代わりに、津波避難タワーをはじめ緊急避難場所には、ガソリンまたはLPガスで発電できる発電機を備蓄しております。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

ソーラーパネルの発電能力は高くないということなんですけども、発電機が装備されているということで、その辺で電気製品を使うことができるということだと思います。ただ、この発電機、ガソリンの場合は、どうしても定期的にメンテナンスをしないと、実際、いざというときに使えないということにもなりますので、ぜひ自主防災会等と連携していただきまして、そういった装備のメンテナンス、あと、自主防災会活動の強化に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道の復旧について伺います。

以前の質問で、南国市水道事業業務継続計画、こちらのほうで、応急給水として、1次給水が発災から3日目まで、2次給水が4日目から10日目、3次給水が11日目から20日目と決めており、数字が大きくなるほど給水箇所が増えてきますと。1次では、配水池と耐震性貯水槽の9か所ですが、2次では23か所、3次では30か所となります。この頃になると、市内中心部や各配水池の近くでは給水が復旧し始める想定となっておりますが、貯水施設が整備されていない

10か所の指定避難所などに、順次、42基の組立て式1,000リットル給水タンクを設置します。

タンクの設置個数は、避難者数や周辺住民の人口により、一番少ない白木谷、奈路、瓶岩などの1基から緑ヶ丘の10基などとなっており、1基のタンクにそれぞれ4個の給水栓を設置する計画です。給水タンクへの追加補給は、日本水道協会による他県からの派遣給水部隊の給水車にて行う予定ですが、他県でも大きく被災を受けた場合、給水車運転手などの確保が問題となりますと御答弁いただいております。

以上のことから、私が想像しているのは、当然のことですけれども、発災後は、まずは水道が停止すると。その後、3日間で、1次給水として、配水池と耐震性貯水槽の9か所を確認しながら配水の準備をします。人材が少ない中、組立て式1,000リットル給水タンクを各避難所に設置して、給水所で貯水槽の水を配水します。こういったことをしながら水道管の確認をして、破損箇所の手前の取水弁のあるところまでは、問題なければ水道を開始できて、破損箇所がある場合は業者が修理できるまでは放置します。それまで何とか配水に尽力していくのかなというふうに考えてます。また、水道管の修理が可能となれば、順次修理していくといった流れなのかなというふうに想像しているところです。

そこで質問なのですが、南国市水道事業業務継続計画における応急復旧計画の主な内容についてお伺いします。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 応急復旧計画の被災直後の初動態勢につきましては、2次被害の防止に努める。主要施設である水源地施設、送水管、配水池などの被害状況の確認を行う。次に、3日目以内の第1段階応急復旧につきましては、被災状況を踏まえた復旧計画を策定する。水源地の機能復旧を行う。津波浸水区域外の送水管の通水試験を行う。管径200ミリ以上の重要管路の通水試験及び破損箇所の確認を行う。

次に、1週間以内の第2段階応急復旧につきましては、送水管及び重要管路の応急復旧を行う。管路被害の大きな区域の状況に応じた対策を行う。復旧が完了した重要管路より仮設給水所を設置する。復旧重要管路に接続する配水枝管の応急復旧及び通水試験を行う。優先性を考慮した仮設配水管による応急復旧を行う。

次に、2週間以降の第3段階応急復旧につきましては、配水枝管の応急復旧及び通水試験を行う。仮設給水所を増設する。以上でございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

被害状況によって、当然、対応が異なると思うんですけども、まず、水確保が最優先だと私は考えております。当然、水道局だけでなく、市役所の全部署を含めて、そういったことも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

特に水は、飲み水だけというわけではなくて、衛生管理にも重要なものです。当然、救助された方についても水が必要になってきますので、今後は、水道管の耐震化含め、計画があると思いますので、計画どおり今後も取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水が確保できれば、次は食べ物なのかなというところなんですけども、南国市は農業の盛んな市になります。市内には大規模農家もおられますし、ＪＡ高知県米穀課もあります。ですので、お米については確保しやすいと考えております。あと、また、時期によりますが、圃場には野菜もありますので、お構いない範囲で出荷してくださいとお願いして、一定の金額で購入すれば、少しは野菜なんかも集まるのかなと。それどころではないと怒られる場合もあるかもしれませんが、少なくとも都市部と違って野菜なんかも集めやすいと思います。

そこで質問ですが、農協と連携することで食料の確保を検討できないか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害時の食料の確保につきましては、南国市備蓄計画にも定めておりますが、市の公的備蓄だけでは到底賄えるものではありませんし、長期間の避難生活を想定した場合は、個人備蓄や家庭内備蓄だけでなく、外部からの支援が不可欠であります。

溝渕議員に御提案いただきましたＪＡ高知県様との連携につきまして、本市では、ＪＡ高知県土長地区本部と協定を締結し、大規模災害発生時の食料や資機材の供給について連携体制を整えております。今後も、引き続き連携を深め、地域にある農産物等を有効に活用できるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○５番（溝渕正晃） ありがとうございます。既に協定を締結しているということですね、安心しました。

ネットなんかを見ておきますと、保存食はあるんですけども、生鮮野菜がないというような情報なんかもあります。都会は当然そうなるのは仕方ないと思うんですが、農業の盛んな南国市ではそういったことがないように、農協のほうと連携をしていただきながら、地域にある食料を有効に活用できるような体制を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移りますが、以前に南海トラフ地震発生後の対応として、災害対策本部を立ち上げ、全庁挙げて部署横断的に災害対応に当たる必要があり、大きく災害対応の司令塔としての指揮系統機能、指揮系統機能をバックアップする対策立案、後方支援、総務の業務を担うスタッフ機能、各現場対応を行う事態対処機能の3つの機能を立ち上げて対応に当たると御答弁いただいております。ただ、どの程度の職員が登庁できるかが問題で、東は物部川周辺であったり、西は介良ぐらいから津波浸水区域があるみたいなので、ちょっと心配しているところです。

そこで質問なのですが、市内在住職員と市外在住職員の人数を教えてください。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 本年4月現在の数字となりますけれども、全職員462人のうち市内在住者は276人、市外在住者は186人となっておりまして、市内の在住者の割合は全体の6割となっております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。市内在住者の割合は約6割ということですね。

では、南海トラフ地震発生後に登庁できる職員はどの程度か。また、始めの3つの機能を立ち上げる最低人数はどの程度か、お伺いします。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 勤務時間外に大規模な地震が発生した場合の参集可能な職員数につきましては、令和5年11月に調査を行い、試算をしております。まず、前提の想定といたしまして、登庁時における歩行速度を毎時4キロメートルとし、発生後3日間は本人及び家庭の死傷等被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が建物被害に伴う救出救援活動に従事する。津波浸水区域に居住する職員は、少なくとも発生後2日間は参集困難であると想定して試算をしております。この想定の下での試算では、消防、保育所、学校を除く職員300人のうち、24時間以内に参集可能な職員は全体の45%の137人と見込んでおります。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 議員御質問の3つの機能につきましては、災害発生時に災害対策本部長の意思決定や対策の実行を支える重要な機能であります。特に意思決定に関わる現状把握、今後の状況予測、目標の設定という一連の作業をつかさどる対策立案機能は、発災時には真っ先に立ち上げが必要となります。災害の規模に応じて必要人数は変わりますが、南海トラフ地震等全市的に被害を受けることが想定される大規模災害の場合、初動の段階で最低でも

10名は必要であります。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

3つの機能を立ち上げるのに最低10名、全体の約45%の約140名弱の方が登庁できるということであれば、まず、人数的には何とかいけるのかなというふうに思います。ただ、少なくとも、発災後、様々な情報を集めて管理して、どこに救助に行くのか、何をするのかということのも当然検討していくことになりますので、実動部隊だけでなく、本当に人数が必要になると思います。ですので、できるだけ登庁できる体制づくりというので考えていけばいいのかなというふうに思います。

職員の皆さんがどこに住むかは、当然、それぞれの自由です。ですけども、市としては南国市内に住んでもらったほうがいいと思いますし、職員の皆さんも通勤ストレスなんかもないのかなというふうに考えるものです。

そこで質問ですが、職員の市内居住対策を何かされているのか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 消防士につきましては、採用試験の受験資格に、採用後に南国市内に居住することを条件としておりますけれども、ほかに、職員に対して南国市内に居住してもらうための特別な対策というものは行っておりません。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。特になんかということですね。

職員の皆様に市内で生活していただくということは、先ほども言いましたが、通勤ストレスをなくすということにもつながりますし、市としても住民が増える。当然、税収が増えるということにもなります。税収が増えるのであれば、実際にできるかどうかは分かりませんが、市内に住んでいただく場合の賃貸の補助をするとか様々なことを考えることもできると思いますので、できるだけ、いざというときに対応いただける職員を増やしていただくという方向で今後検討いただけたらなというふうに考えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

防災の最後の質問になりますが、南国市内から近隣の市町村職員として働いている方もおれば、逆に南国市に働きに来てくださってる方もおられます。登庁できれば特に問題はないんですが、津波や橋の破損等によって登庁できない場合もあるということです。そういった場合に、近くの市役所などでそれぞれ業務するという体制づくりは難しいでしょうか、市長にお伺いします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 大規模災害時におけます広域避難所として、市町村の枠組みを越えて避難者を受け入れるということはあると思いますが、道路等が遮断されて登庁できないときに、例えば、高知市在住の南国市職員が自宅から最寄りの高知市役所で業務を行うということは、現在、市町村間の取決め等もされてない中では難しいと考えます。

なお、これまで大規模災害に被災した地域において、そうした事例があるなら、その有益性について研究はしたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○５番（溝渕正晃） ありがとうございます。

一つの組織ではないので大変難しいと思うんですが、県の場合は、登庁できない場合は、近くの県の組織、中央東土木とか近くのところに行って、それぞれ業務をするという流れになってます。できたら、避難所なんかについては、南国市民だけじゃなくて、高知市民の方も避難される可能性もありますし、いろんな市町村の方が避難する場合も考えられます。そういった場合に、それぞれの市民の窓口にもなっていただけるのかなということで、調整もしやすくなるのではないかと思いますので、何ができるかというのは、私もこうやればいいですよというような提案はなかなか難しいんですけども、職員の皆さんって、本当に真面目にいろんなことができますので、いざというときは、それぞれ市町村だけのことをやるのではなくて、いるところでそれぞれの力が発揮できるような体制づくりというのをつくっていただけたらなと思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきますが、農業振興についてです。

令和７年３月に地域計画が作成されまして、これまでも議会質問をさせていただきました。10年先を見据えた計画というのと、どうなのかなというふうに考えてて、なかなか十分、10年先の未来が書かれてるのかなと心配はしているところです。ただ、この地域計画につきましては、毎年見直しをしていくということになっておりますので、できるだけ多くの地権者や認定農業者、関係者の方々に御意見をいただいて、実情に合った計画に変更していったらいいと願っております。

そこで質問なのですが、令和７年度の地域計画見直しに向けた座談会などをどのように開催し、その会の周知をどうしていくのか、お伺いします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 本市におきましては、地域計画を13地区で策定しておりますが、

その策定に当たりましては、それぞれの地区単位で座談会を開催しております。見直しに係る座談会につきましても、同様に地区ごとに座談会を開催したいと考えておりまして、現在、各地区の農業委員の皆様と日程調整などの作業を行っているところです。

周知の方法につきましては、10月号の広報で、10月中・下旬から順次座談会を開催することと、具体的な日時や会場については、南国市のホームページでお知らせするという、そのような内容の記事を掲載する予定で準備をしております。また、広報やホームページでの周知のほかにも、地域の担い手である認定新規就農者や認定農業者、集落営農組織の方々にも別途御案内したいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

地域計画は、若手、女性農業者、入作者、法人、地域住民の参加など幅広く関係者が参加することになっております。ですので、できるだけ多くの方に声かけをしていただいて、10年後のその地域を想像していただきたいと考えております。日程が早めに分かっているのであれば、ビラ等を作成して、その地区内にある全集落に回覧板で回してもらおうとか、そういったことなどでも周知はできると思いますので、できるだけたくさんの方に参加していただけるような体制づくりというのを今後もよろしくお願いいたします。

次に、水路の管理についてお伺いします。

以前にもお話ししましたように、農家は川の水を買っています。地域に住んでおられる方にも土木協力費としてお願いして、そういったお金で、地域の土木により水路の掃除等を行っているところです。

水路掃除と言っても、コンクリートの水路であれば、下にたまった土砂を除く。あと、石、瓶や缶のごみを除く。あと、草を刈るというくらいの作業ですので、現在、高齢化が進んでいる状況でも、何とかできているということになるんですが、ただ、市内では、コンクリートではない普通の土、素掘りの水路も多くあります。素掘りの水路の場合、どうするかというと、剣スコで両サイドの土を削って、股ぐわでその土を上げて、その土をまた回収していくという流れで、かなりの重労働です。

重労働なんですけども、これをしなければ、素掘りの水路ですので、当然のことですが、土が崩れます。崩れたところに草が生えます。草が生えたところに堆積物がたまりまると、水路が詰まります。そうすると水路は機能しなくなりますので、その水路を使ってた田んぼというのは使えなくなります。ということで、高齢化がこれ以上進む前に、そういった土、素掘りの

水路を何とかしないといけないというふうに考えているところです。

そこで質問なんですが、土、素掘りの水路を改修する事業等についてお伺いします。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（山崎浩司） 南国市の事業で水路をコンクリート化する改修事業は、南国市農林事業分担金徴収条例に基づき市が発注し、実施する市単独土地改良事業と、地区が直接実施するコンクリート等の材料費を支給する事業があります。また、地域の共同活動組織事業につきまして、農地、農業用水等の資源の保全及び質的向上を図るため、多面的機能支払交付金の支援事業を活用していただいております。

さらに、令和2年度から実施している南国市15地区523ヘクタールでは、区画整理及び農業用排水施設の一体的な整備を行う国営緊急農地再編整備事業につきましては、国の制度の下、農業生産性と収益の向上及び耕作放棄地の解消、発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興と地域の活性化に資することを目的とした事業を実施しております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

まずは、現在取り組まれている国営緊急農地再編整備事業をしっかりと行っていただきまして、優良農地の確保を図っていただきたいと考えますし、また、そのほかの地区におきましても、集落があって地域の方々の御協力があって水路が守られている、農地が守られておりますので、まだ素掘りの水路がある地区におきましては、各事業の情報を周知していただき、早めに改修が進むように取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の質問になりますが、病児病後児保育についてお伺いします。

後期基本計画におきまして、男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会参画の促進を図りながら、性別に関わりなく個性や能力を発揮できるまちづくりを推進するとあります。国におきましても、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法など法制度も充実しております。そういった中で、男女共同参画社会を実現していくためには、安心して子供を預けて働きに出ることができる環境づくり、これが一番大事だと考えております。

核家族化が進み、頼みたくても、近くに預ける親族がいない。そういった場合、じゃ、どちらが仕事を休むのか。どちらも休めなければ、どちらかが仕事を辞めなければならないのかということにもつながりますので、病児病後児保育は大変必要だと感じております。ただ、調べてみますと、病児保育は、高知市は10か所あるんですけども、南国市は、残念ながらありません。

そこで質問ですが、安心して結婚し、子育てをしていくためには、南国市にも病児保育の施設が必要ではないかと考えますが、担当課長の御意見をお伺いします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 保護者の勤務の都合や傷病・事故などやむを得ない事情で御家庭での看護ができない場合、病児であっても保育で預かることができれば、保護者の方にとって安心して子育てができるため必要であると考えます。しかし、病児保育事業を実施するには、感染対策として症状別による保育室の確保、医師、医療機関との即対応が可能な連携、看護師や医療に関する知識を持った保育士の確保など課題が多く、現在まで実施に至っていない現状です。

今後も、実施しております高知市を参考に、実施に向けた検討を行ってまいります。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

なかなか難しいということだと思いますけども、南国市内には小児科などの病院も一定数ありますので、病院の先生方にも御協力いただきながら、ぜひ前向きに御検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、病後児保育についてお伺いします。

病後児保育は、南国市では後免野田保育園と高知大学の2か所がありますが、高知大学は、対象が医学部及び医学部附属病院に勤務する職員のみとなっておりますので、一般の方が利用できるのは後免野田保育園のみになるのかなと思います。また、南国市病後児保育事業実施要綱を確認いたしますと、1日当たりの定員数は4名ということで、この少ない人数で本当に十分な対応ができているのか、少し不安です。

そこで質問ですが、利用する場合、市長に児童の登録を申請しなくてはならないとありますが、現在の登録児童数を教えてください。また、上限の4名以上の申込みは今までなかったのか。また、今後、後免野田保育園以外に増やす予定はないか、併せてお伺いします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 病後児保育事業は、利用者が利用申請書と主治医の所見を当日までに後免野田保育園に提出して利用しています。過去3年の利用実績は、年間の延べ人数で、令和5年34名、令和6年35名、令和7年8月末で3名です。過去3年間で1日当たりの最大利用人数は3人で、利用定員には達していません。

実際の運用といたしまして、申請書は、登録申請と利用申請がチェックを入れることで兼用

できるものとなっております。利用申請と同時に登録を行う事務処理を行っています。このことから、利用人数と登録人数は同数となります。

今後、病後児保育事業を後免野田保育園以外に増やす予定は今のところございませんが、保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、病後児保育事業の動向を注視しつつ、引き続き提供体制の整備に努めていきます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

まだ最大利用人数が3人ということで、4人を超えていないということなんですけども、そこまで需要がないのか、もしくは申請要件のハードルが高いのか分かりませんが、頼りになる親族が近くにいない場合は、病児保育の期間は何とか休みを取れても、病後児保育の期間は休めなかったりもするというふうに想像しますので、できるだけ受入れ態勢の整備をしていただくようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、南国市これからの教育・保育を考える会の答申への対応についてお伺いします。

答申では、第1章、南国市における学校規模について、第2章、災害被災予想域にある市立学校・保育所・幼稚園について、第3章、東部エリアの市立学校・保育所について、第4章、南国市これからの教育・保育について、以上4つの章に取りまとめられて、4章では、これまでの結果を踏まえて、本考える会として留意事項がまとめられております。

第1章の学校規模については、市立保育所、幼稚園、小学校、中学校を北部・中部・東部・南部の4エリアに分類しておりまして、それぞれのエリアの課題としては、中部エリア以外は、児童生徒数の減少や部活動への影響などが上げられてました。また、望ましい学校規模の目安から見た学校の状況については、稲生小・大湊小や香南中が目安を満たしていない、大篠小学校は目安を上回っていると評価されております。

そこで質問ですが、大篠小学校以外で児童数が増えている小学校があれば教えてください。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 20年前の平成17年度と比較しますと、後免野田小、長岡小、奈路小、白木谷小で児童数は増加しております。また、答申時の令和4年時に令和7年度の児童生徒数の推計を出しておりますが、それと比較いたしますと、小学校で10校、中学校で3校が推計より児童生徒が多い状況でございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

では、なぜ児童数が増えているのか。もし理由が分かれば教えてください。

○議長（岩松永治） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 先日の西本議員への答弁でも申し上げましたが、この6年間で大篠小学校区から隣接校制度で97名、特認校制度で20名、合わせて120名近くが、この制度を利用して他の小学校区に通っていることが大きな要因と思われます。

その他の要因としては、子育て世帯の移住や小規模な宅地開発等についても、児童数の増加に一定の影響があると考えられます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

大篠小学校から120名近くが隣接校制度でほかの小学校に通っているというんですけども、何か一つの小学校ぐらいの人数に当たるんじゃないかなと少し驚きました。なら、中央部にもう一つ小学校が必要なのではとも考えるんですが、それはまた今度にして、各小学校で児童数が増えている理由としては、当然のことですけども、大篠小学校からというのも確かにあると思います。ですが、私は、どちらかといえば、小規模な宅地開発等により子育て世帯の移住が要因として大きいのではないかと考えております。

第4章におきまして、検討結果を踏まえ、考える会で留意事項をまとめられていますが、その中で、2、地域コミュニティの形成と学校、保育所、幼稚園に関して、「子どもの数の減少（増減）の大きな要因として、市街化調整区域の課題を含めた市のまちづくり構想が大きくかわってくると思われる。子どもを産み育てやすい地域コミュニティを考えたまちづくりに期待したい」とまとめられています。

水路の管理でもお話しさせていただきましたが、集落があり、地域の方々の御協力があつて水路が守られ、農地が守られております。学校も同じで、地域コミュニティがあり、地域の方々の御協力があつて学校、そして、その地域が守られてると考えます。

そこで質問ですが、地域コミュニティを維持していくためにも、必要な小学校、中学校周辺の市街化調整区域を周囲500メートルでも1キロでも構いませんが、緩和していただいて、何とか地域コミュニティを維持できるようにならないか、平山市長にお伺いします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 本市におきましては、人口減少が進行する中にありましても、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らし続けられるよう持続可能なまちづくりに取り組んできたところでございます。特に市街化調整区域につきましては、地域コミュニティの維持、再生を図る

ため、平成30年度に県から開発許可の権限移譲を受けた後、小学校などの集落拠点周辺に位置する既存集落や大規模指定集落のエリアにおきまして、定住を促すための開発許可基準の規制緩和を進めてまいりました。その結果、岡豊、長岡、野田の3地区では、規制緩和を行う前の平成29年度末と比べて人口が増加傾向にあり、0歳から14歳までの年少人口も3地区全てで増加しております。このことから、子育て世代の流入という効果が着実に現れているものと考えております。

また、こうした人口増加、とりわけ、年少人口の増加は児童生徒数の下支えにもつながっており、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、規制緩和が学校を中心として地域コミュニティの維持に一定の効果を及ぼしていると認識しております。

したがいまして、ただいま溝渕議員からの御提案のありました規制緩和につきましては、本市としても、既に同じ方向性で取り組んできたところでございます。ただし、依然として効果が十分に現れていない地区もございますので、今後も地域動向や人口の推移を注視しながら、その見直しについての検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。同じ方向性で取り組んでいただけてるということで大変心強く思います。

私は、この答申の中で、東部エリアを一番心配しております。東部エリアは、小学校が1つしかなくて、香南中は部活動への影響も課題として挙げられています。ぜひこの地域コミュニティが維持できるように今後とも対応いただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますけども、香長中学校の駐輪場屋根についてお伺いします。

高知県東部自動車道を走っていると、香長中学校駐輪場の屋根が大変さびているので目立つと知人から御指摘をいただきました。予算の関係もあるので、すぐというわけにはいかないと思いますが、年度末などに予算がある場合は早めに修繕することがイメージ向上にもつながると思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 香長中学校の駐輪場につきましては、経年劣化によるさびもひどく、雨漏りや風よけがないなどで自転車がぬれたり倒れたりして、生徒の皆さんには大変御不便をおかけしております。

現在、香長中学校では、電気・水道などのインフラ整備を守るべく、受変電施設と高架水槽の更新工事を進めておりまして、来年度以降につきましても、香長中学校を含む全小中学校の

校舎のLED化工事を予定しているなど優先すべき工事を進めている最中でございます。

自転車置場につきましては、ほかの3中学校も含めて同様に老朽化が進んでいるため、今後は、財政負担も考慮しながら、できるだけ早い時期に改修できるよう、4中学校の計画的な施設整備に努めてまいります。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） 順次修繕を行っていくということで仕方ないと思うんですが、南国市は子育て支援に大変力を入れていただいております、食育や学校給食、医療費無償化など様々なことに取り組んでいただいておりますが、目立つところの香長中学校の駐輪場の屋根がさびたままということになりますと、一事が万事と変に取られかねません。駐輪場の屋根のみを塗装する費用としては、それほどかからないと思いますし、雨漏り対策にもなると思いますので、できるだけ早めに対応することが私は望ましいと考えます。今後とも御検討のほうよろしくをお願いします。以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、御答弁ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 9番丁野美香議員。

〔9番 丁野美香議員発言席〕

○9番（丁野美香） 議席9番、なんこく市政会の丁野美香です。通告に従いまして順に質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、南国市コミュニティバスについての質問です。

南国市民の方の買物や通院など生活を支えるためのコミュニティバスの役割は大変大きなものだと思います。そこで、現在のコミュニティバスの利用状況はどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 南国市コミュニティバスの現在の利用者実績ですけれども、令和7年4月から7月までの4か月の実績になりますが、4路線合計1万7,113人で、令和6年度同期間の実績1万5,302人と比較しますと11.84%の増加となっております。令和元年10月から運営を開始しておりますが、全体的に利用者は増加傾向であります。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 運行開始から利用者が増加傾向にあるということは、とてもいいことなのですが、私がいつもコミュニティバスと擦れ違うときに見ると、あまり乗客の方が乗ってるようには見えないのですが、各停留所の間隔や、利用者にとって本当に必要な場所に停留所が

設置されているのでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） コミュニティバスの路線につきましては、基本的に、以前、とさでん交通株式会社が運行していた路線を引き継いでおり、各停留所の設置場所につきましても同様でございます。定路線型のバス路線でありますので、バスが通るところは限られておりますが、集落の近くであったり、施設であったり、利用者が多いと見込まれる場所に設置されていると考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） それでは、現在、市役所に直接アクセスができる停留所がないことで、市民の皆さんや高齢者の方にとって利便性が低いと感じる声があったりすることはないのでしょうか。市としての認識はどうでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 運転免許返納を検討している御高齢の方から、返納後の移動手段を何とかしてほしいとお声をいただいたことはありますが、市役所にバス停をとというお声はあまり聞いたことはございません。御高齢で移動手段をお持ちでない方、特に交通空白地にお住まいの方の目的地の一つとして市役所があるという認識でございます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 残念ながら、市民の皆さんの声をいただいたことはないとおっしゃられていましたが、来庁者の方の中には、バスがあれば便利だと思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。現在、市役所には、毎日、来庁者がたくさんいらっしゃいますけれども、平均してどれだけ来庁してきてるのか、人数が分かる範囲で教えていただけますか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 来庁者数につきましては、現在、把握はできておりません。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） そうなのですね。結構来庁されてるように感じたのですが、また機会があれば確認をお願いいたします。

他市町村では、庁舎の敷地内や正面玄関に停留所を設け、市民が手続や相談で訪れやすくしているところが多いです。今回の質問でもそうなのですが、毎回毎回、しつこく聞いてしまう質問となってしまいますが、運転免許を返納された方、そして検討している方が不便な思いをすることがないように市役所前に停留所を設置してほしいです。なぜ南国市では、市役所

敷地内にコミュニティバスの停留所を設置することが難しいのでしょうか、教えてください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 市役所敷地内へのバス停留所の設置につきましては、これまでも御質問をいただいたところでございますが、庁舎前は、駐車場へ出入りする車両や駐車場から歩いてくる来庁者、また通り抜けの車両もあり、安全面で課題があると考えております。特に年度替わりや市役所での会議が開催されるときには駐車場の混雑が発生し、市役所前の道路が滞留する状況でありますので、停留所の設置は困難であると考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。

でも、もしですけど、設置することになった場合、交通の安全性や敷地のスペース確保、費用などの課題がたくさんあるかと思います。ですが、そこを何とか、市役所玄関前にある花壇とか日よけになってるような出っ張りの部分をなくして、駐車場の一部分も活用して少しスペースを広くロータリーのようにしてみてもはどうでしょうか。

ほかにも、いろいろと工夫ができるのではないかと思います。今後、市役所庁舎を市民の皆さんにとって、もっと利便性を向上していく上で停留所を設置することを市として前向きに考えていってほしいですが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） シンボルロードの開通などの道路事情の変化に合わせた今後の路線再編におきまして、市役所南側を東西に走ります高知南国線を活用することとなりました、市役所近くへの停留所の設置も検討したいと考えております。

また、現在、実証運行中ではありますが、南国市デマンドタクシーを運行しています。運行時間等が限られておりますが、御家庭から市役所までドア・ツー・ドアで利用できる点で最も利便性が高い移動手段であると考えております。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 今後の路線再編時に市役所南側を東西に走る高知南国線を活用する際に、市役所近くに停留所を検討したいと考えていて、そして、今のところは、南国市デマンドタクシーを活用推進ということですが、やはりデマンドタクシーだと、事前に予約もしなくてはいけないですし、すぐに乗車したいときでも手間がかかります。しかし、南国市コミュニティバスNACOバスで市役所前に停留所を設置して、ドア・ツー・ドアにさせていただくと、突然出かけることになった場合でも、バス停に行けば、時間さえ合えば、すぐにバスに乗れるという

非常に便利だと思います。ぜひ市役所前に停留所を設置していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか、お答えください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど企画課長もお答えしたところですが、市役所庁舎前におきましては、いろいろと人の出入りが多くございまして、安全面というところが非常に課題であるというように思っております。運行時間は限られておりますが、区域運行型のデマンドタクシーのほうが、定路線型のNACOバスよりもカバーする面積が広くて、市民の皆様方にとりましては利便性が高いのではというように考えておりますので、ぜひともそちらのPRもしていただければというようにも思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。もっといいお返事が聞けるといいんですけども、では、取りあえず、期間限定でいいので、ちょっと庁舎前に来るような実証実験みたいなのをしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 安全面で課題があると考えておりますので、実証実験も困難であると思ひます。

○議長（岩松永治） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 今までにも何回もこの質問をさせていただきましたが、県外に視察に行ったときや他市町村へ行くと、必ずと言っていいほど庁舎前にはバス停があります。高知県では、そして南国市では車社会ということもあり、バス利用にはあまり慣れていない方もいらっしゃるかもしれませんが、運転免許返納後や高齢者の方がふだんから気軽に利用できるように、路線のことも、もっと利用者の声を拾ひ上げて、そして、市役所に来るのにも困らないように、ぜひ庁舎前にバス停留所の設置を本当に強く強く希望します。よろしくお願ひいたします。

この質問は終わります。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時49分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○副議長（山中良成） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。9番丁野美香議員。

〔9番 丁野美香議員発言席〕

○9番（丁野美香） それでは、引き続き質問させていただきます。

津波避難タワーの熱中症対策について質問させていただきます。

今年に入ってから頻繁に地震は発生しています。そして、津波注意報などが発令されると、避難タワーに避難することもあります。現在、南国市内に設置されている避難タワーは何か所ありますか。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、現在、沿岸部を中心として15か所に津波避難タワーを整備しております。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 最近では、台風の影響や地球温暖化の影響もあり、地域的に集中豪雨が発生するなど災害というのは突然発生します。昨日なども、突然の大雨や雷などが鳴って、全国的にもすごいことになっておりますが、時には、遠く離れた場所で発生した地震によって津波注意報が発令されて、避難タワーに避難しなくてはならない状況になることもあります。

そこで、寒さ対策はもろんなのですが、現在、15か所あるという避難タワーに熱中症対策としてどの程度の整備をしているのでしょうか。例えば屋根や日よけ、水の備蓄、簡易トイレ、夜間照明などがあると思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 津波避難タワーにつきましては、熱中症への対策というわけではありませんが、全ての避難タワーに日よけになる屋根、水やポータブルトイレの備蓄等を行っております。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 日よけになる屋根、水やポータブルトイレの備蓄などは15か所全ての避難タワーに整備されてるということですが、それでは、市として夏場に避難訓練を行ったことはあるのでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在まで、市として夏場に避難訓練を実施したり、自主防災会へ実施を呼びかけたことはございません。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） では、各自主防災組織や地域で、夏場、実際に避難訓練を行った際に熱中症の危険性を感じたというような事例などの報告はあるのでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 自主防災組織などからは、訓練の際に熱中症の危険があったなどの報告は聞いておりませんが、7月30日にカムチャツカ半島沖で発生した地震に伴い津波注意報が発表された際には、念のため近くの避難場所へ避難した稲生小学校の学童保育からは、避難の最中、非常に暑かったということは聞いております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） やはり、今年のような暑い中での避難は本当に大変なことです。そこで、このような夏季の日中に避難した場合、直射日光下では数十分で体調不良を起こす可能性があります。と思いますし、日陰などでも、風通しが悪いと体調を崩してしまうこともあります。その対策として、特に高齢者や子供、要配慮者が、長時間、避難タワーに避難する場合に安心できる環境が整っているのでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 地震による揺れや津波を想定した緊急避難場所の多くは屋外であり、十分な環境が整っている状況とは言えませんが、津波避難タワーをはじめ緊急避難場所には備蓄倉庫を設置し、直射日光や雨を避けるためのテントや毛布、水、トイレ、発電機、投光器等を整備しております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 先日の高知新聞に掲載されていましたが、7月にカムチャツカ半島付近で巨大地震が発生した際に、津波注意報を受けて香南市の保育所では、職員がすぐに子供たちを避難タワーへ誘導したそうです。しかし、津波到達予想時刻までは2時間ほどあり、猛暑のタワーでの待機はとても苛酷で、市と協議の上で徒歩5分の保育所に一旦戻って、安全面を考え、ヘルメットをかぶって昼食を取ってから、到達予想時刻前に2度目の避難をしたそうです。そして、そのときは、段ボールを組み立てて子供用簡易トイレを用意したり、遮光ネットや強い日差しが入らないように、黒色のネットで覆って対策をしたそうです。職員数人で、床に敷くマットやジュースやお菓子も用意してきて、暑い中でも、子供たちも、とてもリラックスして過ごすことができたそうです。

それは、でもどうしてもかということ、1年前の8月に日向灘地震が発生したときにも、夕方に避難タワーに避難したのですが、そのときは西日が照りつけ、額に汗を浮かべる園児に職員は

冷や冷やしたそうです。そして、備蓄のトイレや食料も大人用だけで、これでは小さな子供たちの命を守り切れるか不安という声が職員の間で上がったそうです。

その保育所では、避難訓練は年に7回行っているそうですが、昨年の避難のときに、逃げからの十分な想定ができていなかったということで分かったことや反省点もあり、今回、そのときのことを参考にして、避難タワーへの準備をして避難することができたそうです。

南国市でも、沿岸地域の保育園などの避難訓練の見直しや避難タワーの暑さや寒さ対策を今後どのように考えていくのか、お答えください。

○副議長（山中良成） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 先日のカムチャツカ半島付近巨大地震につきまして、浜改田保育園が津波注意報発令直後に避難タワーへ避難をいたしました。その後、避難タワーで情報収集を行い、注意報内容が堤防より海側への避難指示であったことを確認し、約30分後には保育園に帰っています。

津波避難タワーへの避難は浜改田保育園のみでございます。園に確認したところ、避難訓練は毎月1回行っておりまして、夏場も行っています。ただ、避難タワーまで3分で避難ができることから訓練時間が短いこと、訓練時に水筒を持参する、訓練後プールを行うといった熱中症対策を十分に行っているとのことでした。

また、浜改田の避難タワーの避難場所は、基本的に日陰になりますが、一部に西日が差し込みます。夕方の時間帯でも、3分の2程度は日陰となります。避難タワーにはブルーシートを備蓄しておりますので、夏場の遮光と冬場の防風に使用可能です。

今後の対策としましては、可搬式発電機がありますので、扇風機を備蓄することや、電気を使わない各種保冷、体を冷やす物品などの備蓄を検討していきます。寒さ対策としましては、毛布が備蓄されておりますが、防風用に段ボールなどで、逆に体を温める物品の備蓄についても対策をするように検討していきます。

浜改田以外の園の避難訓練につきましては、保育施設ごとに訓練回数、内容に違いがございます。対策済みの保育施設もあると思いますが、夏場の避難訓練時の熱中症対策について再度確認をいたします。熱中症対策が行われていない保育施設がございましたら、猛暑日を避けて訓練を行うなど各施設と協議を行います。緊急避難場所での暑さ、寒さ対策につきましても確認を行い、不足があれば十分なものに改善していきたいと思っております。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。課長は、現地の避難タワーへ行って、実際に

西日が当たるとか、そういうのを見に来てくれたそうで、本当にありがとうございます。

やはり、季節やお天気などに関係なく災害は発生いたします。日頃から避難訓練、そして、南海トラフ地震が発生した場合には、避難タワーで2日も3日も過ごさなくてはいけなくなるかもしれません。そうなることも想定しながら、暑さ、寒さ対策はもちろんですが、不足しているところも改善しながら避難訓練を市がもっと各自主防災組織などにも推進していただき、浜改田保育園のように毎月というのは難しいことだと思いますが、年間何回か決めて実施していただけたら、市民の皆さんの命を守るためにも、十分な準備と15か所ある避難タワーで災害時に待機ができるように、今後とも対策のほうをよろしく願いいたします。

次に、避難所エアコン対策について質問をさせていただきます。

近年の夏の暑さは異常とも言える状況で、子供たちの健康と命を守るための対策が学校現場にも一層求められています。特に体育館は、屋外に比べて風通しが悪く、熱が籠もりやすいため、運動中でなくても熱中症のリスクが高い空間です。県内の一部の学校では、夏場の体育や集会を控えたり、冷却装置を設置するなどの対応が取られていると聞いていますが、抜本的な対策として、体育館へのエアコン設置が必要ではないかと考えます。

現在、南国市内の小中学校の体育館においてエアコンの設置状況はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在、南国市内の小中学校の体育館にエアコンは設置されておられません。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 市内小中学校の体育館にはエアコンは設置されてないということですが、今年の夏の暑さは本当に大変な暑さです。夏休みも終了して9月に入り、学校生活も始まりました。南国市でも、幾つかの学校で、今年は運動会を、入学してからそんなに日数もたたない5月に開催されていました。入学してからすぐなので、練習などもあり、どうなのかなと思いましたが、今年のような暑さだと、秋に運動会を開催することのほうが大変で、校庭での練習もままならないのではないのでしょうか。

そこで、運動会の練習をするために体育館に空調設備が整っていると、安心して練習ができるのではないのでしょうか。子供たちの運動面や学校生活の中での熱中症対策としてどのような対応が取られているのか、現状認識をお聞かせください。

○副議長（山中良成） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校教育活動における熱中症対策として、国の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを参考に、暑さ指数の上昇に伴う学校教育活動時の対応目安を市教委で示しております。その目安を各学校は熱中症指標計を使用し、計測することにより熱中症事故の危険度の把握に努め、屋内外での行事や運動するかどうかを判断することとしております。また、学校の実情に合わせて、日よけの活用や風通しをよくするための工夫、教室等を開放し、空調設備を適切に活用することとしております。以上でございます。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） いろいろと工夫をされているので、少し安心しましたが、しかし、先日、姉妹都市でもある岩沼市へ視察研修に行ったときに、震災遺構中浜小学校を見学してきました。そのときに語り部さんから説明してもらったのですが、地震が発生したときに津波が来るということで、学校以外に避難できる高さのある建物までは遠く、子供たちを守るために、ふだんは備品などを入れる倉庫として活用している屋根裏部屋に避難して、全員が助かったそうです。子供たちは、その部屋の存在も知らなかったのですが、校長先生のとっさの判断でみんな助かることができました。

そこで、教育長にお聞きします。

想定外の事態なども考えて、先生たちだけで避難訓練や研修などを南国市全体の教育現場でされたりしているのでしょうか、教えてください。

○副議長（山中良成） 教育長。

○教育長（竹内信人） 岩沼交流事業を通して、これまで南国市の多くの教員も中浜小学校には実際に行ってきております。そういった経験を皆に広げる努力もしておるところでございます。

御質問にありました各校におきましては危機管理マニュアルを策定しておりまして、毎年、年度初めに全教職員で火災、地震、事故、不審者対策など様々な緊急対応に対しての役割分担を明確にし、共通理解を図ることを徹底して実践しております。その中で、市の消防本部とか日本赤十字社などにも御協力をいただきまして、南国市の全教職員が一般救急講習を受講しております。また、学校によっては、体育や養護の教員が講師となって校内研を実施するなど緊急対応に備えているところでございます。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） ありがとうございます。教育現場での避難訓練だけでなく、危機管理マニュアル作成ができているということで安心ができます。

では、避難訓練や研修を実施するときには、寒さ対策だけでなく、暑さ対策なども考えてほしいですが、各季節に実施を検討することはできますか。

○副議長（山中良成） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 毎年、同じ避難訓練や研修を実施するのではなく、学校の実情に合わせて研修等に変化を持たせて実施するよう今後も努めてまいります。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） よろしく願いいたします。

国では、学校施設の空調整備に対する補助制度が拡充されており、他自治体では、この制度を活用して体育館にエアコンを導入する事例も見られます。南国市でも、こうした国の支援制度を活用して体育館への空調設備導入を計画、検討しているのか、今後の方針を伺います。

○副議長（山中良成） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在のところ、体育館への空調設備導入に向けての計画はございません。現在、家庭科室などの一部の特別教室にエアコンが設置できていないため、特別教室へのエアコン設置を計画しております。

体育館へのエアコン設置につきましては、一定、国からの補助もございますが、各学校ともに、校舎、体育館、プール等の老朽化も進んでおります。エアコン導入に係るイニシャルコストやランニングコストも大変大きいので、現時点で体育館へのエアコンを設置することは財政的に難しいと考えております。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 災害時には体育館が避難所として活用されることもあり、体育館の空調整備は、教育施設としてだけでなく、地域防災の観点からも急務と考えます。子供たちや市民の命を守るため、ぜひ前向きな整備をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（山中良成） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校関係で申し上げますと、避難施設としての利用もできるように、十市・岡豊小学校などは多目的ホールに空調設備を設置しております。以上でございます。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 防災対策の観点から、避難所となる体育館の空調対策として、今年度から移動式の空調機器と発電機の導入を進めております。南海トラフ地震をはじめとする大規模災害を想定する際には、停電対策を併せて考える必要がありますが、移動式の空調機

器と発電機を組み合わせることで比較的安価に導入を図ることができ、また、工事を伴わないため、短期間に導入することができると考えております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 確かに、十市小学校では多目的ホールに空調設備が整っていると、とても助かっております。現在も運動会の練習に使用したりもしているそうです。ですが、体育館とは違って、運動するのに多目的ホールでは限度があるのではないのでしょうか。

昨年12月議会で西本議員が質問をしていましたが、大阪府寝屋川市の事例で、ガス式の空調設備を導入しているということでした。そのときに野村課長がお答えになっていたのが、国の財源措置の状況を考えながらということでした。その後、御検討いただけたのでしょうか。

今年のような暑い中、9月からの新学期開始というと、まだまだ暑いので、子供たちが学校生活を送る上でも大変ですので、ぜひ試験的にでいいので、体育館に空調設備導入を1か所でも、そして、昨日も山中議員も質問されていましたが、3月補正で2台のスポットクーラーをということでしたが、それはどうでしょう、2台で足りるのでしょうか、そこら辺もお答えください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 昨年12月議会で西本議員より大阪府寝屋川市の事例を御紹介いただいたところですが、その後、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）が新たに創設され、避難所の環境整備に係る資機材整備などについて、国により3月補正で財源措置がされたところです。この中で、避難所の空調につきましても、資機材として導入するものは対象となることから、この枠組みの中で空調機器を導入できないか検討した結果、災害対策用空調機器として有効であると判断し、令和6年度の3月補正へ2台分の予算を計上したところです。現在、入札も終了し、本年度納入される予定となっております。

台数につきましては、2台では十分とは考えておりませんので、今後も、引き続き導入について進めてまいります。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） やはり2台では足りないということですので、今後も、避難所となっている学校体育館で一斉に使用することになった場合などを考えて、体育館全体で使用できて、災害時にも活用することができるガス式の空調設備導入を1か所でもいいので御検討していただきたいと思います。学校生活の中でも使用できて、災害時にも絶対に必要となると思いますので、ぜひそちらのほうもよろしくお願いいたします。

次に、避難所トイレ整備について質問です。

阪神・淡路大震災のときの避難所になった学校などが断水し、水洗トイレに水が流せず、排せつ物や紙などがあふれて大問題になったそうです。以来、数多くの災害用トイレが開発されたり提案されてきたりしてきました。しかし、災害時のトイレパニックとしては、現在でも古いのに新しい問題のままで、去年の能登半島地震でも取り沙汰されて、全国的にも避難所でのトイレが十分に確保できていない実態があると言われています。災害時のトイレといいますと、非常食とセットで考えるべき問題です。

そこでお聞きします。

南国市の避難所でどれだけのトイレ整備が進んでいるのでしょうか。断水時や停電時でも使用可能なトイレはどれくらい準備しているのでしょうか、教えてください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在、災害時のトイレ対策として、ポータブルトイレ等の便座と排せつ物を固化させる処理剤等の備蓄を進めております。具体的には、便座としてポータブルトイレを約700基、自動ラップ式のトイレを48基備蓄しております。また、ビニール袋やごみ袋がセットになった処理剤、いわゆる携帯トイレを13万5,750回分備蓄しております。あわせて、今年度、トイレカーを1台導入する予定としております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） では、現在、マンホールトイレの設置状況はどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） マンホールトイレにつきましては、篠原地区の都市公園内に2基、地域交流センター内に5基整備しております。また、今年度、大篠小学校に9基、新設図書館に3基整備予定です。次年度以降、十市小学校及び高知東工業高校へも整備を計画しております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） 昨年、浜改田地区の津波避難タワーに備蓄品の納入がされていますが、その中には、ワンタッチトイレ、ワンタッチテント、災害対策用プライベートルーム、ポータブル電源、防水ソーラーパネルなどがあったそうですが、ほかの避難タワーにも同様にあるのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 各地区の津波避難タワーへ市として統一的に配置している備蓄資機材等につきましては、飲料水、ポータブルトイレ及び処理剤、毛布、ブランケット、発電機、ランタンなどとなっております。そのほか、各地区の自主防災会により独自に備蓄しているものがございます。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） では、各地区の自主防災会によって備蓄品に違いもあるのですね。浜改田地区のワンタッチトイレや災害対策用プライベートルームなどは、避難所でのトイレ使用のときに役立つと思います。

災害時の避難所でのトイレ問題は、30年前の阪神・淡路大震災のときに初めて注目されていますが、昨年1月の能登半島地震でも同様の課題があったそうです。過去の災害で、約7割の被災者が6時間以内に排せつが必要になったとの調査結果があります。避難所では、20人に1基の仮設トイレを配置することが決められており、女性専用を多めに配置するなどの配慮も必要です。しかし、仮設トイレが設置されるのには時間がかかります。

トイレ問題だけではないのですが、避難生活のストレスなどが原因となる災害関連死は後を絶ちません。被災者の命や健康を守る取組として、避難所でのトイレ問題対策としての現状と課題をお聞かせください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害時のトイレ問題は災害関連死とも密接に関連しており、助かった命をつなぐ対策として非常に重要であると認識しております。

先ほど答弁いたしましたように、本市ではポータブルトイレを中心に災害時のトイレ対策を進めておりますが、課題として、処理剤により処理した排せつ物を最終的にどのように処分するのか。また、処分するまでの間、一定期間の保管が必要となり、衛生環境の悪化が懸念されると考えております。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9番（丁野美香） やはり災害時のトイレ問題の一番の課題として、排せつ物の処分と保管場所、そして衛生環境面だと思います。前回もトイレ問題についての質問をさせていただいたときをお願いをしました埋設型トイレだと、そういった問題がクリアできると思います。

しかし、前回をお願いをした埋設型のトイレを整備してほしいという質問に対してのお答えが、災害トイレを整備するための財源として新しい地方経済・生活環境創生交付金が対象にならなかったの、ほかの財源がないか確認して検討していただけるということでしたが、その

後はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（山中良成） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 埋設型のトイレを整備することは、当面の間、対応に係る人員が少なくて済むことや大人数が長期間衛生的に使用できるという利点がありますので、導入してまいりたいと考えております。そのため、財源として社会資本総合整備交付金を活用するべく、社会資本総合整備計画の追加変更を行っているところです。以上です。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9 番（丁野美香） ありがとうございます。ぜひ追加変更を行い、早く財源を確保していただきたいです。よろしくお願いいたします。

そして、これも前回に質問したときにお願いをしたのですが、十市保育園、稻生保育園の高台移転に合わせて埋設型のトイレを設置してほしいというお願いなのですが、そのときのお返事が、費用面で難しいので、いろいろな財源について調べていくということでした。その後、こちらのほうも、有利な財源を確認していただけたのでしょうか。最初に、保育園建設時に埋設型トイレ設置と一緒に取り組んでいただいたほうが、後から設置するよりも予算的にもいいのではないのでしょうか、お答えください。

○副議長（山中良成） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 稲生・十市高台移転事業につきましては、現在、基本・実施設計業者が決定し、基本設計作成に向け、1 回目の地元説明会を開催いたしました。建物の配置、設備含め基本設計の検討の段階でございます。一時避難所としての機能を持たせることを想定しておりますが、具体的な設備の検討までは至っていないところです。

今後、埋設型トイレの設置につきましても、一つの案として検討をしてまいります。検討に当たっては、危機管理課と十分な協議を行います。一時避難所とした場合の想定避難者数、避難所である十市小学校の避難者用トイレの整備予定、その他、一時避難所に求められる機能を協議いたします。また、全体の財源は緊急防災・減災事業債を予定しております。

埋設型トイレの設置につきましては、さきに危機管理課長が答弁いたしました社会資本整備総合交付金を活用できると思いますが、緊急防災・減災事業債と併用可能か、今回の保育施設整備でも対象になるかが未確認のため確認を行い、その上で費用面で検討をしていくこととなります。

○副議長（山中良成） 丁野美香議員。

○9 番（丁野美香） ありがとうございます。

人がトイレに行く回数は1日平均5回とされています。生理現象であり、これを止めることはできません。過去の災害では、なるべくトイレに行かないように水分や食事を控えて体調を崩してしまう方や亡くなってしまう方もいたそうです。費用面のことをすぐに言われるので、再度言いますが、建設するとき、最初に設置していただいたほうが、後から設置するよりもはるかにコストダウンできると思います。

トイレは命をつなぐためにも大切なものです。今後、避難所でのトイレ対策をよろしく願いいたします。そして、ぜひ十市保育園、稲生保育園の高台移転先に設置していただけますよう強く希望します。よろしく願いいたします。

今回の防災関連の質問は、南海トラフ地震に向けて、少しずつでも準備をしていかなければならないことなのですが、財源がないという理由でやめないで、市民の皆さんの命と財産を守るためにも、1つずつでもいいので取り組んでいっていただくことをお願いいたします。以上で質問を終わります。丁寧な御答弁ありがとうございました。

○副議長（山中良成） 1 番 齊藤正和議員。

〔1 番 齊藤正和議員発言席〕

○1 番（齊藤正和） 議席番号1 番、みらいの会、齊藤正和です。質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何か話そうかなということ思いながら、ずっと座ってましたけど、この季節になると、天気のことに触れずにはいられないということで、1 週間ぐらい前に友達と話をしたんですけど、友達は、いよいよ秋が見えてきたねっていう話を私にしてきたんですけど、私は、夏が物すごく好きなので、いやいや、秋は見えてないと、ただ、夏の終わりが少し見えてきたという話をしたんですね。といいますのも、日中まだまだ暑い日がずっと続いてて、私は川で遊ぶのは大好きなんですけど、今年、まだ川で遊べてないということがあるので、夏の終わりを絶対認めないということをしてたんですけど、夕べ、ちょっと雨が降りそうということで天気予報を見たんです。そしたら、今、便利なことに2 週間天気予報っていうのが見れるんですけど、そしたら、ちょうど20 日ぐらい、再来週ぐらいから一気に気温が、最高気温が30 度を下回るといって、あら、いよいよこれは秋を認めないかんたっていうことを思ったときに、その友達を認めるわけにはいけないと思いまして。先人は言いました。暑さ寒さも彼岸までということで、祖先の方たちはいい言葉を残してくれたなと思いました。そして、私の小学校、中学校の師でもあります先生方も言いました。弱い人を助けろということを書いてくれました。その言葉を胸に、私、今から質問をさせていただきますので、皆さんも、そういう優しい気持ちを

持って私の質問を聞いてください。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、重層的支援体制整備事業について伺ってきたいと思います。

少子・高齢化や家族形態の変化などにより複合的な課題を抱える世帯が増える中、縦割りを越えて包括的に支援する仕組みづくりは全国的にも重要なテーマとなっております。本市においても先行的な取組を進めてきたと思いますが、改めて導入の経緯や目的について確認をさせていただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 重層的支援体制整備事業についてですけれども、導入経緯の前に、事業の概要とか、これまでの高知県、南国市の取組を説明させていただきます。

この重層的支援体制整備事業は、社会福祉法が令和2年6月に改正されまして、令和3年4月1日施行された中に創設されたものであります。この法改正は、子供、障害者、高齢者、生活困窮者などに係る課題が複雑化、複合化した地域住民の支援ニーズに対応するために、市町村が包括的な支援体制を整備することなどを目的としています。

子供、障害者、高齢者、生活困窮者4分野の既存の相談支援事業を包括的に行うこととされるほか、新たに3つの事業が制定されてます。1つ目が、この法の第106条の4第2項第2号に規定する社会とつながりをつくるための支援を行う参加支援事業、2つ目が、同項第4号に規定する支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、3つ目が、同項第5号に規定する複合課題に対応するための多機関協働事業があります。このような包括的な支援体制の整備は、地域共生社会の実現を目指す取組の一環として位置づけられています。

高知県では、平成21年から独自の高知型福祉の取組が進められておりまして、南国市では、高知県の補助を受けまして、社会福祉法人南国市社会福祉協議会にあったかふれあいセンターの委託を行うなど地域福祉の推進に努めてまいった経緯があります。このあったかふれあいセンター事業は、令和2年6月の社会福祉法の改正の目的を先取りしたものという感じでして、重層的支援体制整備事業の新規3事業のうち2つの事業、参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に相当する機能を含んだものとなっております。現在、厚生労働省が導入を進めようとしている重層的支援体制整備事業は、南国市においては、既に大半が取組を開始済みと認識しております。

それでは、導入経緯についてでありますけれども、令和5年7月に高知県こども・福祉政策部長の説明などによりまして、南国市は既に当該事業の大半を実施済みであるということ、未実

施である多機関協働事業につきましては、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に着手することによって、国の財政的支援を受けながら本格実施に向けた準備が可能であることを理解したため、令和6年度から移行準備事業に着手しております。

目的でありますけれども、既に取組を進めている事業への財政的支援を得ること、未実施である多機関協働事業を、根拠法令に基づいた会議体の設置によって実施することで、より円滑で安全な相談支援の体制を構築することを目的としております。言い換えますと、南国市にとって、この当該事業は、全く目新しい取組を導入し得るものではなくって、これまで高知県独自で取り組んできた高知型地域共生社会の実現を目指した取組に国が有利な財源をもたらしてくれるものでありまして、縦割りの守秘義務の壁を解除して多機関が協働するための法的根拠を与えるものと考えております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 御答弁ありがとうございます。本当に詳しい説明をいただきました。理念や導入経緯について理解をすることができました。

そこで、そのことを踏まえて、次に気になるというのは、実際、この制度を運用していく中で、誰が対象になってくるのか、そして、いつから始まるのかという点が気になってくるころなのですが、事業の開始時期、対象者の範囲について御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 現在、重層的支援体制整備事業への準備事業をしておりますので、事業の開始時期は、令和8年度からの実施に向けて関係機関と協議を進めております。

対象者の範囲ですけれども、年齢とか属性では問いません。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 開始時期が令和8年度からということで、大いに期待をしていきたいと思います。ただ、開始に当たっては十分な、既に大半は始められているということですが、それでも準備は必要になってくると思います。既に取組を始めているほかの市町村の成功事例、そして、そこから見えてきた課題などを踏まえて学べる点があると思います。他市町村の事例を参考にされているでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 他市の事例は、研修などにおいて学んでおりますが、地域の課題を地域で解決するという社会福祉法の趣旨にのっとり、これまで地元社会が培ってきた取組を軸に進めてまいります。

なお、ほかの県において、高知県が重層的支援体制整備事業に先んじた取組をしているという評価があるようでして、今年度、福島県の職員の方が、重層的支援体制整備事業の推進のために南国市社会福祉協議会を視察で訪れております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

ほかの市町村に行かれて学ばれるという機会と、それと、他県からも注目されて南国市に来てくださるということで、意見交換をする場というのが非常に多く持っているのではないかと、そういう点は大変すばらしいのではないかと思います。

また、その一方で、事業を実際に動かすとなれば、どのくらいの方々が対象となり、どのような課題を抱えているのかということは把握しておくべきではないかと思います。そこで、想定人数と課題の傾向について伺いたいと思います。本市で対象となる人数の推計を教えてください。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 推計というのはないんですけども、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、新たに対象者が増加するものではないかと考えております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 推計はないとの答弁でしたが、事業の効果検証や人数配置を検討する上でも想定人数を把握することは必要だと思います。過去の相談件数や世帯データを基にした概算値でも構いませんので、現時点でどの程度を想定しているのかをお聞かせ願いたいです。お願いします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 多機関協働事業において、個別ケース等会議とか、俗に言うケース会議を行う複合課題を有する支援対象につきましては、各相談支援機関において、どの程度の課題があれば、この支援会議などの開催を要請するかは未知数でありまして、推計が難しいところがあると思ってます。手探りで進めざるを得ないと考えております。

また、予算とか人員の確保も厳しい状況ですので、今後、取組を進めながら体制について検討してまいりたいと考えてます。

重層的支援体制整備事業は、全ての市町村が実施する必須事業ではなくて、実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業でありまして、見通しが困難な状況でありますけども、重要課題に向き合っていくために、既存事業の見直しとか効率化などを図りながら新たな任意事業

の導入を前向きに検討していると捉えていただければ幸いです。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 未知数な部分が多く、手探りで進めざるを得ないということは理解いたしました。その上で、重要な課題に対しては前向きに取り組む姿勢を示されているという点は大変心強く思います。

では、過去の相談データを基に、課題の傾向というのはどのように見込んでいるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 現在やってます生活困窮者自立相談支援事業におきましては、世帯内で複合課題を抱えるケースが多くて、長期化しているものが増えつつあります。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

複合課題の長期化傾向というのは、まさに重層的支援体制の事業の必要性を裏づけるものだと感じます。こうした課題にどう向き合うかは、人員体制や専門職の配置とも深く関わってくると思います。

そこで質問です。

担当部署と職員体制について教えてください。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 移行準備事業において主管部署は、生活困窮者自立支援事業の担当であります福祉事務所の地域福祉支援係が担当してます。係全体では、係長を含めて3人体制。移行準備事業を実施するに当たって増員はしておらず、既存の事業と兼務でやっております。

本格実施を想定した場合ですけれども、人員増を伴う専門窓口の設置などは現実的ではないと考えておりまして、状況から考えますと、参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、既存事業に財源を充当する形での実施を想定してます。

多機関協働事業につきましては、高齢者、障害者、児者も含めますけど、困窮、子供の4分野の関係機関が参加する支援会議を開催するなどの事務を福祉事務所の地域福祉支援係が担う形を想定しております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。既存の業務の中で工夫をしながら担ってください

っているということで、忙しい中、対応していただいているんだなということで理解いたしました。

今後を見据えると、やはり専門職の配置というのも大きなポイントになってくるのではないかなと思います。

そこで、次に、専門職の配置について伺いたいと思います。

社会福祉士、精神保健福祉士など専門職配置の考えについてお聞かせください。お願いします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 理想を申しますと、担当部署に社会福祉士などの資格を有する職員を配置することが望ましいと考えております。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、子供家庭福祉の認定資格でありますこども家庭ソーシャルワーカーを養成するために、こども家庭センターに配属予定で令和7年4月採用の試験を令和6年度に実施しましたが、合格者はいなかった状況でして、人材の確保は課題と考えてます。

今も、来年4月採用で、今月の16日まで募集をして社会福祉士の採用をしていますけども、社会福祉士の資格を有する職員の配置ができない場合には、行政事務などで対応できる体制、持続可能な体制を構築していくことになると思っております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。なかなか、この社会福祉士の資格保有者を採用するというのは難しくなっているのかなということを先ほどの御答弁からもし思いました。

そうなってくると、新規採用だけではなく、庁内にいる社会福祉士資格保有者の配置、そして、社会福祉主事からのキャリアアップとして社会福祉士資格を取得する支援、こうした方法も検討していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 当該職員の年齢とか職名とか経験などを勘案する必要があると思います。議員の提案は一つの方法だと考えられます。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） 庁内人材の活用や資格取得支援についても、今後ぜひ取り組んでいただきたいと思います。こうした人材の確保、育成と併せて現場での支援力を高めるためには、庁外の関係機関との連携も必要になってくると思います。

そこで、次に、関係機関連携について伺っていきます。

社協、医療、学校、地域団体との連携方法について教えてください。お願いします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、南国市社会福祉協議会に委託しておりますあったかふれあいセンターが該当すると考えております。

多機関協働事業においては、支援会議の開催において、名前が挙げられた団体を含めた多様な団体と連携する可能性があります。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） 具体的に、あったかふれあいセンターが役割を担っているということでお伺いをさせていただきました。既に一定の連携が図られている点は心強くも感じます。また、支援会議を通じて多様な団体と協働できるという答弁も、大きな可能性を示すものだと思います。

では、その支援会議というのはどのように行い、情報共有の仕組みをつくっているのかについて教えてください。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） いろんな情報共有の仕組みでありますけれども、多機関協働事業において、複合課題を有する相談対象について対応していくために、社会福祉法に規定する支援会議の要綱を整備してまいりたいと考えてます。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） 法に基づいた要綱を整備し、会議や情報共有の仕組みを構築していくとの御答弁をいただきました。こうした体制が整うことにより、複合的な課題を抱える方への支援がより効果的に進むものと期待しております。

一方で、現場においては、精神疾患を背景に、課題がより複雑化しているケースも少なくありません。支援の切れ目をなくすためには、この分野への対応が重要になってくると考えます。

そこで、次に、精神疾患対応について伺っていきたいと思います。

鬱病など精神的課題を抱える方も、この事業の対象に含まれるでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） あらゆる属性の方が対象となり得ますが、専門の相談支援機関

で対応可能である場合とか専門サービスの利用の需要のみである場合などは、重層的支援体制整備事業の対象とはなりません。制度のはざままで専門サービスが受けられない場合とか、複合課題を抱えて専門の相談支援機関単独では対応困難な場合は、重層的支援体制整備事業の対象になると考えております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） まさに、先ほど課長のほうから出てきましたけど、制度のはざま、そして、今までの既存の相談窓口のところでは対応し切れないという点、そして、その本人と併せて家族に何かしらの課題があるという場合には、本当に複雑化しているケースが多く見られます。そのためにも、この重層的支援体制整備事業というのを何としても進めていっていただきたいと考えております。

そこで質問ですが、この精神疾患を抱えた方についてですが、なかなか自ら窓口に来れないという方も多くいらっしゃると思います。そういった自ら窓口に来られない方へのアウトリーチ支援の導入についての考えをお聞かせください。お願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） アウトリーチのことですけれども、各分野の相談支援機関において、必要に応じて訪問支援を行ってます。制度のはざまで、例えば、障害者手帳を持っていないなどの理由で各分野の支援対象から外れるような方につきましては、重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ支援事業により支援対象になると整理しておりまして、そのような方につきましては、既に南国市社会福祉協議会に委託してますあったかふれあいセンターの事業の中で訪問支援というのを実施してます。今後、拡大、強化などをするかどうかは、受託者の意見を聞きながら、需要が多ければ検討してまいりたいと考えてます。

また、高知県の事業になりますが、精神保健分野におきまして、高知県が中央東圏域を対象エリアとして、委託により精神障害者アウトリーチ推進事業を推進しておりまして、医療や社会との接点を持たない方を適切な関係機関につなぐ活動をしております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。県のほうでも事業として行われていることや、そして南国市としても、あったかふれあいセンターのほうで訪問事業が実施されているということです。

このあったかふれあいセンターでの訪問支援を行っているということについてですが、現状の職員数や年間・月間の訪問件数、対象者数について具体的にお答えいただけますでしょうか、

お願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） あったかふれあいセンターの運営の概要ですが、曜日ごとに属性の異なる方を対象としたサービスを提供しています。ひきこもりの方の集いの場、高齢者の社会参加、一人暮らしの高齢者の集い、小学生の学習の場、個別訪問支援とかを実施しております。

個別訪問支援は週に1回実施しています。個別訪問支援に係る職員数でありますけども、兼務ですので、常勤換算でいきますと、0.1人役で週1回稼働となっております。対象者につきましては、令和6年度の実績で、実人数が9名、訪問回数は年18回となっております。令和7年度からは、独居高齢者の集い参加者に対する訪問支援を加えて、対象者18名、これまで約半年の訪問数が39名となっております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） このあったかふれあいセンターが実施されている事業というのも様々あって、曜日ごとに替わっていくということで、ここが訪問を担うっていうと、回数的には、南国市全体を見渡すと、この回数っていうのが物すごく多く感じるという数字ではないように思いますので、やはり訪問件数っていうのは、もっと増やしていただきたいというのが正直な気持ちです。しかし、先ほどもありましたけど、なかなか人員的に増やすことができないということもあると思いますので、それなれば、制度の周知をしていく必要が出てくるのではないかと思いますので、この制度の周知の方法について、もし御検討されているようでしたら教えてください、お願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 現在、重層的支援体制整備事業につきましては、移行準備の事業の期間中ということもありまして、今、特に広報は行ってません。既存の事業につきましては、参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に該当するあったかふれあいセンターの広報は、受託者と高知県による広報を行っています。

今後、市の広報、市の公式ホームページ、公式LINEによる広報は、委託者として実施していきたいと考えております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。広報については今後も行っていくということで、先ほど申しましたとおり、積極的に広報活動をしていただきたいと思います。

なかなか、対象者というのは情報を取りにくい、自ら取ってくれないっていう点もありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

その体制を運営する上で、どの部署との連携を考えているかについて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 改正された社会福祉法に規定する支援会議を整備することで、相談対象の課題に応じた様々な機関と連携し得ることを考えてます。基本的には、包括的相談支援体制整備事業の対象である高齢者とか障害児者、子供、生活困窮の4部署とその委託先が中核となって、個々の課題に応じて、あらゆる庁内部署との連携の可能性があると考えております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。高齢、障害、子供、生活困窮の4部署が中核になっていて、様々な庁内の部署との連携が可能であるということで、皆さんと連携していただくということで大変心強く思います。

その中で、生活困窮者のサインが現れやすいと思われる税務課との連携についてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 税情報は、地方税法に規定されておりますとおり、特段の配慮が必要な重要な高度な個人情報であると考えます。本人の同意に基づくなど慎重に対応する必要があると考えております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、税務情報など重要な個人情報が含まれているので、配慮が大変必要になってくると思いますが、本人の同意に基づいた慎重な対応をお願いしていきたいと思います。そして、滞納の裏にある生活困窮、精神的課題を早期発見し、支援につなげる仕組みも必要だと思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 市の職員は、担当部門だけではなく、市政全体の幅広い知識を有するべきだと考えております。生活困窮の担当部署としましては、困窮に関わる相談支援事

業などを庁内研修を実施したいと考えてます。税部門をはじめ、多くの職員に事業の趣旨や事業の理解を広めることで、適切な支援へのつながりやすさの向上を図りたいと思っております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。庁内研修を通じて理解を広めてくれるという御答弁、ありがとうございます。

支援につながっていくというのは、前向きな方向性が見えると思います。こうした取組の中で、生活困窮者の早期発見につなげていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本市として、この重層的支援体制整備事業を単なる制度の導入にとどめるのではなく、縦割りを越えて全庁的に取り組み、支援の仕組みを根づかせていく決意があるか、市長の御所見をお聞かせください。

○副議長（山中良成） 市長。

○市長（平山耕三） 担当課の答弁にもありましたように、各相談支援機関の連携の枠組みを進めることで縦割りの弊害をなくし、困り事を抱える方が適切な支援を受けられるように体制整備を進めてまいりたいと考えております。

重層的支援体制整備事業は、これまで高知県と南国市で実施してきました既存事業を、さらにバージョンアップする事業であり、現代の社会環境に対応した意義ある取組であると考えておりますので、困難を抱える市民の方の課題解決が図れますよう、多機関協働事業の支援会議を具体化し、令和8年度からの実施に向けて検討を進めたいと考えております。以上でございます。

○副議長（山中良成） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） すいません、先ほどの答弁を訂正したいと思います。

齊藤議員の質問でありました、あったかふれあいセンターの個別支援に係る職員数につきまして、常勤換算で0.1人役と発言しましたが、0.5人役と言い間違えました。すいません、0.5人役であります。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。

重層的支援体制整備事業は、制度導入そのものが目的ではなく、市民の困り事、解決力を高めるための仕組みだと思います。だからこそ、全庁横断での取組が欠かせないのだと思います。財政面への配慮もしながら、市民の誰もが安心して相談できる体制をつくっていただきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

委託業務や発注業務における地元業者の活用状況についてです。

市が行う委託業務や発注業務については、入札方式やプロポーザル方式、随意契約など幾つかの方式があると理解しております。ただ、市民の皆さんにとっては、あまりなじみがなく、その違いや仕組みが分かりにくい部分が多いと思います。

そこでまず、本市で、どのような場合にどの方法を用いているのか、その概要と選定基準を分かりやすく教えてください。よろしくお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 地方自治体の工事や役務の提供を受ける契約につきましては、基本は一般競争による入札でございますが、地方自治法施行令で定める場合により、指名競争入札、随意契約でも行うことができるとされております。

本市で行う入札に参加していただくには、指定の期間内に競争入札参加資格申請書を提出し、資格決定を受けていただく必要がございます。

入札の方法でございますが、土木一式工事におきましては、一定の施工能力があると認められる事業者が自由に参加することのできる一般競争入札を行っておりまして、入札に参加できる事業者につきましては、予定価格が1億5,000万円未満の場合は、原則、市内に本店を有する事業者には制限をしております。その他の工事等の入札につきましては指名競争入札により行っておりますが、指名をする際には、市内の事業者から指名を行い、市内の事業者が少なく、競争原理が働きづらいと思われる場合には、市外の事業者も指名に加えるようにしております。

なお、入札につきましては、原則、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める金額以上のものについて行うこととなります。

随意契約でございますが、随意契約は、一般競争入札や指名競争入札によらない契約となりますが、見積書による競争を行い、金額の低い事業者と契約をしております。

プロポーザル方式でございますが、プロポーザルも随意契約とはなりますが、契約する事業者の決定は、金額だけではなく、その他の要素も加味して決定することになります。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。

先日、近所の方から、図書館を誰が建てようがってという話がありまして、そのときに、こういう入札があって決まっていますって話をさせていただいた経緯がございましたので、詳し

く説明いただきました。ありがとうございます。入札や契約方法の概要について丁寧な御説明をいただきました。仕組みが整理できました。

それでは、実際に南国市において地元業者がどの程度受注しているのか、その実績について伺っていききたいと思います。

直近3年度において南国市が行う委託業務や発注業務で地元業者がどの程度受注しているか、その割合や金額ベースでの実績を教えてください。よろしくお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 地元業者がどの程度受注しているかの御質問でございますが、財政課で行いました入札案件で、直近3年度についてお答えさせていただきます。

令和4年度の入札件数は215件で、うち145件が、南国市指名基準等に基づき市内事業者のみで入札が可能な案件でございまして、割合は67.4%、令和5年度は221件のうち156件で70.6%、令和6年度は202件で、うち147件で72.8%でございました。

落札金額につきましては、税抜き金額とはなりますが、令和4年度は総額24億9,822万1,540円で、うち15億6,074万9,000円が市内業者でございまして、割合は62.5%、令和5年度は総額22億7,144万7,150円で、うち15億7,212万1,000円で69.2%、令和6年度は、新図書館関係の建設事業がありましたので、総額は35億3,778万6,900円で、うち16億3,399万7,000円で46.2%となっております。

○副議長（山中良成） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） 具体的な数字を示していただくことで、地元業者が一定割合の受注をしていることが分かりました。一方で、大規模な案件になると、市外業者の割合が高まることも見えております。

そこで次に、市内の小規模事業者が受注しやすくなるような工夫について伺っていききたいと思います。

市内には、規模の大きい案件を直接受注することが難しい小規模事業者も多くあります。そこで、発注を分離分割して、小規模事業者も受注しやすくなる、あるいは発注条件を工夫するなどの取組はされているでしょうか。また、今後、強化する考えはありますか。御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 建物の建築を行う場合には、建築工事、電気設備工事、機械設備工事など複数の工事がございます。南国市では、以前から市内事業者の受注機会を増やす

取組として分離発注を行っておりますので、今後も、可能な限り分離発注を行っていきたいと考えております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 分離発注に取り組んでいただいているということは、地元の事業者にとっても大きな後押しになっていると思います。今後も積極的に進めていただきたいと思います。

さらに、委託やプロポーザルの選定において、地元業者を活用する姿勢を評価に反映させることも一案だと考えます。こうした仕組みがあれば、市外の業者が受注した場合でも、地元業者との連携が進み、地域内での資金や雇用の循環につながります。また、市としても、市民の税金ができるだけ地域に還元されるという形をつくれると思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 議員が言われましたように、プロポーザル方式において地元事業者を活用することを評価項目に加えることは、市内事業者の育成にもつながると考えます。プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、事前に契約等審議会で審議をいたしますので、こちらのほうで市内事業者の活用ができる事業であるのか、確認をしたいと思います。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 評価項目に地元業者活用を取り込むことは、市内業者の育成につながっていくことだと私も思います。ぜひ確認を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、実際に受注した業者が資材や下請を地元から調達するよう促す仕組みについて伺いたいと思います。

受注した業者が外部から資材や下請を持ち込むのではなく、できるだけ市内の事業者を活用することも地域経済の循環には大切だと考えます。委託業者に対して、資材や下請を地元業者から調達するよう促す仕組みや要請はあるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 南国市の発注する工事や業務におきまして、市外の事業者が受注した場合に、下請等といたしまして市内の事業所と契約していただくことは大変ありがたいことだと思います。

適正な競争が行われると思われる範囲の中で、プロポーザル方式の評価項目や随意契約の条件に加えることができるか、検討していただく必要があると考えます。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。地元資源の活用について、評価項目や条件に加える方向でぜひ検討をしていただきたいと思います。地域経済の循環に資する重要な視点だと思います。よろしくお願いいたします。

その一方で、入札や契約の過程では、参加できなかつたり、結果に不満を持つ業者も出てくると想定されます。その際の窓口や公平性の担保についても確認が必要だと考えます。入札に参加したかったが、条件を満たさず参加できなかった、あるいは結果に不満を持つ業者が不満や異議を申し立てるための窓口はどこになるのでしょうか。

また、発注担当課がそのまま窓口になると、公平性に欠けるおそれもあると考えます。第三者性や公平性を確保するための仕組みは行われているか、伺います。御答弁をお願いいたします。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 入札における疑義については、入札事務を所管しております財政課が窓口となります。入札以外による契約については担当課が窓口となりますが、財政課に御相談いただくことも可能でございます。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。財政課や担当課が窓口になっているということを理解いたしました。

ただ、業者さんにとっては、発注者自らが窓口になっているというのは、なかなか本音が言いつらい。それを言うと、次が、なかなか仕事がもらえないのではないかというようなこともあると思います。公平性や透明性の担保が十分でないのではないのでしょうか。まだ、そういった窓口がないということであれば、ぜひその窓口については検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

公平性を確保した上で、他市では包括委託や地域優先の仕組みを取り入れ、迅速な対応と地元業者活用を両立している例も多く見られております。全国的にもこうした取組が進んでおります。南国市としても参考にできるのではないかと思います。取組状況や今後の考えについてお答えください。

○副議長（山中良成） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 南国市においても、市道の維持補修において令和5年度から取り組んでおります。6年度からは農道・水路の維持補修にも取り入れております。迅速な対

応と事務負担の軽減が図られておりますが、事業者の受注機会とのバランスを考えながら行っていく必要があると考えております。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 既に市道や農道・水路の維持においては導入されているということで、南国市も、なかなかそういった地元業者の活用という点では進んでいるのではないかと思います。今後も引き続き御検討のほどよろしく願いいたします。

最後に、今後の発注業務や業務委託における地元業者活用の方向性について伺っていききたいと思います。

地元業者の活用は、地域の雇用や産業の維持、市内経済の循環を高めるために非常に重要です。今後の発注業務や委託業務において、南国市として地域内経済循環をより重視し、地元業者を積極的に活用していくお考えはあるか、市長の御所見をお聞かせください。

○副議長（山中良成） 市長。

○市長（平山耕三） 財政課長からの答弁にもありましたが、入札案件におきましては、南国市内の事業者が入札へできるだけ参加ができるように今までも考えてきたところでございます。市が発注する案件につきましては、今後も地元業者を積極的に活用することができるよう取り組んでまいります。以上です。

○副議長（山中良成） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） 市長のほうからも、地元業者を積極的に活用していただけるということで御答弁をいただきました。

令和6年度の南国市一般会計決算意見書の中でもありましたが、物品購入や業務委託で市内事業者の活用が十分でない現状があるという指摘もありました。まさに、この地元業者に元気があれば雇用が生まれ、そして守られ、地域経済が回り、市民生活の安心にもつながっていくと思います。今後も発注、委託の仕組みづくりを通じて市内の経済循環をさらに強めていただくようお願いして私の質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

— * —

○副議長（山中良成） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山中良成） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明日12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会い

たします。

御苦勞さまでした。

午後 2 時24分 延会